

SS保険のご案内

2024年3月改訂

人と人がつながるエネルギー。



保険期間 2024年3月1日午後4時から 2025年3月1日午後4時まで
※本契約は自動継続です。(詳細はP54をご参照ください。)

提出期限 2023年12月15日(金)

ご加入内容をご確認ください

目次

ご加入にあたって	02
SS保険のご案内	04
補償内容一覧 基本種目	06
保険料 基本種目	10
補償内容一覧 選択種目 保険料	16
補償内容・基本種目	
賠償責任保険	24
施設賠償責任保険	24
生産物賠償責任保険	24
自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約付帯)	24
受託者賠償責任保険	24
動産総合保険	26
盗難補償	28
ガラス補償	28
企業財産包括保険	30
補償内容・選択種目	
●お客様の車を預かる場合の基本的な補償	
選択1・受託自動車保険	32
●業務拡大に関する補償	
選択2・認証工場・指定工場・移動钣金向け保険	34
選択3・併設ショップ向け保険	36
●基本種目の補償の拡大・その他リスクに備えた補償	
選択4・自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償	36
選択5・動産総合保険 上乗せ補償	38
選択6・動産総合保険 地震危険追加補償	38
選択7・油濁賠償責任保険	40
選択8・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)	42
選択9・動産総合保険 洗車機追加補償	46
選択10・代車費用限度上乗せ補償	46
選択11・全損時対応費用(施設賠償用・生産物賠償用・自動車管理者賠償用)	46
選択12・交通事故傷害保険(総合生活保険)	48
選択13・普通傷害保険(総合生活保険)	48
選択14・借用不動産損壊担保特約(施設賠償責任保険)	50
付帯サービスのご案内	52
加入・変更などのお手続き	54
事故発生時のお手続き	56
個人情報の取扱いに関するご案内	58
ご加入の際のご注意	59
傷害保険重要事項説明書	62
記入例・申込依頼書	66
お問い合わせ先	79

SS保険は、保険契約者を出光興産(株)とし、特約販売店の皆様を被保険者とする団体・包括契約(明細契約)です。

この保険はSSにおける様々なリスクをカバーし、万が一の事故の時にもSSの経営安定に寄与すべく、皆様のご要望を踏まえながら適宜見直し改善・提供されていますので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

この保険の保険期間は、2024年3月1日午後4時から2025年3月1日午後4時までの1年間となります。

提出期限:

2023年12月15日(金) 出光保険サービス必着

※前年度と補償内容の変更がない場合は自動継続となります。
(詳細はP54をご参照ください。)

Q&A よくあるご質問

Q1 : SS 保険で事務所・キャンपीなども補償されますか？

A1 : SS 保険では「補償対象外」となります。
個別に契約の必要がありますので、出光保険サービスへご相談ください。

Q2 : 申込(新規・脱退・変更)はどうしたらよいですか？

A2 : P68『SS 保険 新規加入・変更依頼書』を出光保険サービスへお送りください。
詳細は P54「1 お手続きの方法」をご参照ください。

Q3 : 保険会社から直接被害者の方に対して連絡と交渉をしてほしいのですが。

A3 : SS 受託自動車保険・整備受託自動車保険以外の保険については、法律上、保険会社が直接被害者の方と交渉することが出来ません。ご加入者自身で被害者の方にご連絡をしていただくこととなります。もちろん、連絡・交渉に関してのご相談事は出光保険サービスと保険会社にお問い合わせいただければ、解決に向けたサポートをいたします。

Q4 : 事故があったら翌年、ランクが下がりますか？

A4 : 1 回事故があったからといって必ずしもランクが下がるとは限りません。
P12に記載の「メリット・デメリット制度について」をご参照ください。

お気軽にご相談ください。



0120-956-047 出光保険サービス株式会社
法人営業グループ

メール: ideho_service@idemitsu.com

受付時間: 月～金 9:30～16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く

※ コロナウィルス感染拡大防止に向けての取り組みのため、受付時間を予告なく変更する場合がございます。



ご加入にあたって

本パンフレット内記載の「SS業務」「SS敷地内」等とは以下の内容をさします。

SS(サービスステーション)業務とは

ガソリン・軽油などの自動車用燃料、農耕用機器、ヨット・モーターボートなどの船舶・チェーンソーなどの機器用燃料、灯油、重油または潤滑油などの給油・販売業務(SSからの配達業務を含む)

自動車(部品、付属品含む)の点検、調整、洗車業務

車検・修理・リース斡旋業務、車検代行業務(旧出光SS選択2)

自動車用のオイル、水、部品、付属品(ケミカル商品含む)の販売供給業務(ETC車載器・カーナビ等の取付業務含む)

飲食物または雑貨などの提供、販売業務

ご注意:SS業務に該当しない主な業務は以下の通りです。

- (1) SS業務に規定されていない燃料などの給油・販売業務(油槽所からの販売など)
- (2) 自動車の修理(钣金、塗装、分解整備など)
- (3) 認証工場・指定工場資格による車両整備業務
- (4) 併設ショップでの商品提供、販売など
- (5) SS業務以外でお客様の自動車を預かること(例:駐車場代わりにあずかることなど)
- (6) ビルの賃貸などに関する業務
- (7) 自動車販売
- (8) 有料で行うタイヤの預り業務
- (9) レンタカー事業 等

上記(2)~(4)について補償の対象とする場合には、該当する選択種目(P16 ~ P21)にご加入ください。

SS(サービスステーション)敷地内とは

以下に掲げる場所または土地をいいます。

- (1) サービスステーション:給油業務およびそれに付随する業務が行われる場所であって、防火壁または道路によって囲まれている場所をいいます(以下「SS」といいます)。
- (2) 本社建物または予備タンクが所在するSSと連続した土地で、次の(ア)または(イ)に掲げる者(以下「SS所有者等」といいます)によって占有されているもの
(ア) SSを所有する者
(イ) SSにおいて給油業務およびそれに付随する業務を運営する者
- (3) もっぱらSSへの出入りに利用される道路によって、SSを分離されている土地で、SS所有者等によって占有されているもの

SS(サービスステーション)建物

SS敷地内に所在し、給油業務およびそれに付随する業務を行うための事務所建物をいいます。

併設ショップ

SS敷地内に所在し、SS所有者等が所有または運営する店舗をいいます。
例) SSとは別店舗として運営している店舗(SSとは別会計)

PLANNING & CONSULTING / 事業活動

特約販売店のみなさまへ SS事業の安定をサポート

特約販売店のみなさまに
お届けする「安心」サービス。

SS運営に関する「3つの安心」

- 事故に備えた保険の提供
 - SS業務に特化し、想定される様々なリスクへ対応。
1つにまとめた保険を簡単な手続きでご利用できます。
 - 新しいSS事業展開に合わせた保険の提案。
- 事故発生の際の迅速・的確・親身な対応
 - SS事故専任の担当者がサポート。
- 事故を起こさない仕組み作りサポート
 - SS事故削減活動を協力して推進。
全国の事故を原因・分析しSS安全ニュースとして提供。
SSリスク診断、診断後のセミナーの実施。

SSのリスク / 保険一覧

■人的損害のリスク■

経営者の病気・死亡
「経営者保険」

従業員のケガ病気
傷害共済制度
退職金制度等
「apollo会共済」

業務中のケガ
交通事故傷害
普通傷害

■財物のリスク■

建物・タンク火災・破損
「火災保険」

輸送中の現金盗難
「動産総合保険(上乗せ)」

■業務遂行等に関するリスク■

SS業務上の事故等
「SS保険」
賠償・自動車・動産・盗難・
ガラス・個人情報漏洩など

SSでの事業展開に関わる事故
中古車販売・钣金
「販売用自動車保険」

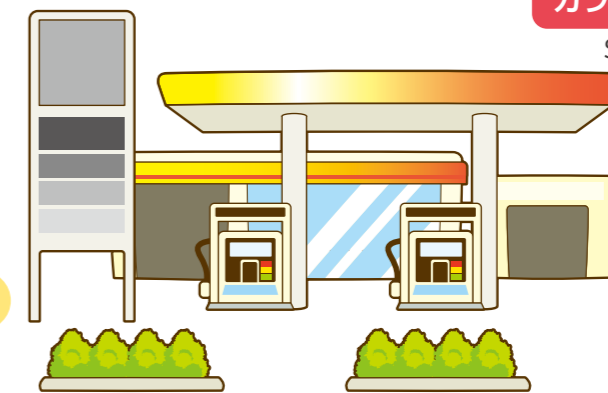
認証工場・指定工場
「整備受託保険」

配送・配送基地
「コンタミ保険」

漏洩事故
「土壌eco保険」

■その他■

預かりタイヤ(有料)
「受託賠償責任保険」

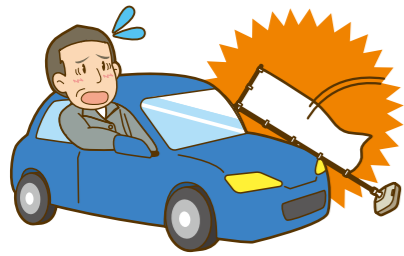


※赤枠部分が当該パンフレットの対象です

SSで発生する様々な事故に対する補償をご選択いただけます。

第三者への賠償

施設賠償



SSに設置されているのぼりが倒れ、走行中の車に接触して損壊を与えた

損害額 **578,000円**

生産物賠償



軽油車に誤ってガソリンを給油した結果、エンジンを破損、損害を与えた

損害額 **2,970,000円**

自動車管理者賠償



従業員がお客様の車をピットから後退させたところ、他の車に接触させ預かっていた車に損害を与えた

損害額 **2,810,000円**

受託者賠償

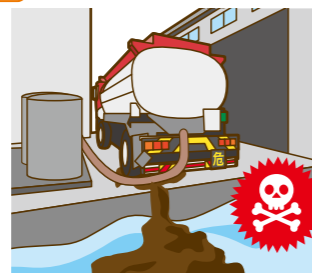


洗車時に預かった車の窓が開いていた事に気付かず、中にあったカメラを壊した

損害額 **100,000円**

選択
種目

油濁賠償



ローリーで配達中に誤って灯油が河川に流出した

損害額 **2,100,000円**

選択
種目

借用不動産



貸借している建物が火災に遭い、その復旧費を負担することになった

損害額 **15,000,000円**

オリジナル

全損時対応費用

選択
種目

施設賠償

選択
種目

生産物賠償

選択
種目

自動車管理者賠償

時価額を超える車の修理費が発生した。

損害額 **400,000円**

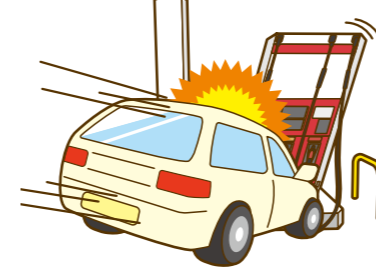
基本種目

選択種目

*補償の詳細については、本パンフレットの該当ページをご確認ください。
記載の損害額は過去の事例の概算です。実際に保険でお支払いできる額とは相違しますのでご注意ください。

SSと物損

動産総合



車が衝突し、計量機が破損した

損害額 **1,603,000円**

盗難



SSで管理していた売上金が盗難にあった

損害額 **500,000円**

ガラス



強風により、ドアがガラスに勢いよくぶつかり、ガラスに損害が生じた

損害額 **340,000円**

選択
種目

洗車機

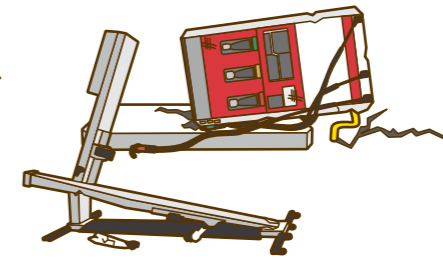


洗車機が当て逃げにあい破損し、修理費用が発生した

損害額 **300,000円**

選択
種目

地震

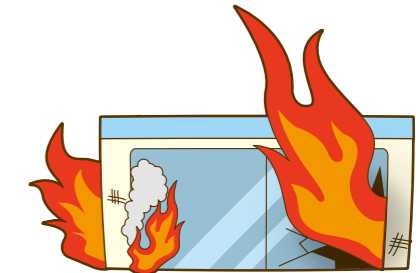


地震で計量機、水銀灯、オートリフト等に損害が生じた

損害額 **800,000円**

休業損害

企業財産包括



火災が発生し休業した

損害額 **1,500,000円**

SSの各種リスク

選択
種目

サイバーリスク

従業員がSSのパソコンを持ち帰り、個人情報流出させた

損害額 **9,892,000円**

選択
種目

認証工場・指定工場

車検整備不良により、エンジンオイルが漏れ、エンジンが焼きついた

損害額 **2,100,000円**

選択
種目

併設ショップ

併設ショップで販売した食品で食中毒が発生した(生産物賠償)

損害額 **420,000円**

お客様から預かった車での対人・対物事故



選択
種目

受託自動車

車両をお届け中に追突事故を起こした

損害額 **1,910,000円**

その他

選択
種目






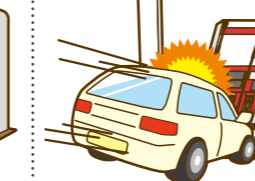

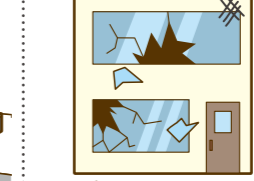

交通事故傷害

選択
種目

普通傷害



SS保険は、SSの皆様を様々な経営リスクからお守りします。

プラン (補償内容)	賠償責任保険				SSの物損に関する保険			休業等に関する保険	
	基本種目1 施設賠償	基本種目2 生産物賠償	基本種目3 自動車管理者賠償	基本種目4 自動車管理者賠償 (使用不能損害)	基本種目5 受託者賠償	基本種目6 動産総合(*1)	基本種目7 盗難(*2)	基本種目8 ガラス(*3)	基本種目9 企業財産包括
フルサービス・セルフサービス向け	Aプラン	●	●	●	●	●	●	●	●
	Bプラン	●	●	●	●	—	●	●	—
	Cプラン	●	●	●	●	●	—	●	●
	エコノミープラン (既加入者のみ)	●	●	●	●	—	●	●	—
セルフサービス専用	セルフプラン	●	●	●	●	—	●	●	—
補償の内容	 SS施設の不備やSS業務遂行に起因して生じた対人・対物事故に対する賠償責任	 SSにて販売した商品や、SS業務の結果に起因して生じた対人・対物事故に対する賠償責任	 SS業務のために預かった、お客様の自動車に生じた損壊などの事故に対する賠償責任	 SS業務のために預かった、お客様の自動車を損壊・紛失した場合の使用不能損害(代車費用など)に対する賠償責任	 SS業務のためにお客様から一時的に預かった物(積載物に該当しない車両を除く)に生じた損壊などの事故に対する賠償責任	 不測かつ突発的な事故によって、SSの機器などに生じた損害 (対象物はP8~P9「保険の対象」を参照ください。)	 SSに保管しているSSの現金や商品などの盗難による損害	 不測かつ突発的な事故によって、SS事務所の1階および2階の外窓ガラス、外面ドアガラス(窓枠、ドア枠、鍵、とつてを含みま)に生じた損害	 火災などの事故によって計量機が壊れたことによる代替計量機の賃料負担による損失や、SS施設の事故により休業した場合の利益損失を補償します。
参照ページ	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P26 ~ P27	P28 ~ P29	P28 ~ P29	P30 ~ P31

(*1) 「基本種目6動産総合」は機器・什器・備品を保険の対象とする動産総合保険です。
 (*2) 「基本種目7盗難」は商品等の盗難を補償する動産総合保険(盗難のみ担保特約付)です。
 (*3) 「基本種目8ガラス」はガラスを保険の対象とする動産総合保険(サービスステーション特約(建物設置ガラス用)付)です。
 上記(*1)~(*3)は、本パンフレットの以下内容において同様となります。

保険の対象は本ページ下方の「動産総合保険の保険の対象」をご確認ください。

タイプ (補償額)	賠償責任保険					SSの物損に関する保険			休業等に関する保険	
	基本種目1 施設賠償	基本種目2 生産物賠償	基本種目3 自動車管理者賠償	基本種目4 自動車管理者賠償 (使用不能損害)	基本種目5 受託者賠償	基本種目6 動産総合	基本種目7 盗難	基本種目8 ガラス	基本種目9 企業財産包括	
フルサービス・セルフサービス向け	ワイド (A・B・C)	対人賠償 1名 2億円 1事故 4億円	対人賠償 1名 2億円 1事故 4億円 保険期間中通算 4億円	1事故・ 保険期間中通算 350万円	1台あたり 10万円	1事故 100万円 保険期間中通算 100万円 Bタイプは対象外	1事故 500万円 Cタイプは対象外	1事故につき 下記以外 150万円	1枚につき 50万円	代替計量機費用 保険期間中通算 50万円 休業見舞金 1日につき 8万円 Bタイプは対象外
		対物賠償 1事故 2億円	対物賠償 1事故 2億円 保険期間中通算 2億円		1事故・ 保険期間中通算 60万円			1事故につき 下記以外 20万円	1事故 100万円	
	スタンダード (A・B・C)	対人賠償 1名 1億円 1事故 2億円	対人賠償 1名 1億円 1事故 2億円 保険期間中通算 2億円	1事故・ 保険期間中通算 300万円	1台あたり 10万円	1事故 50万円 保険期間中通算 50万円 Bタイプは対象外	1事故 500万円 Cタイプは対象外	1事故につき 下記以外 50万円	1枚につき 25万円	代替計量機費用 保険期間中通算 30万円 休業見舞金 1日につき 5.5万円 Bタイプは対象外
エコノミー (既加入者のみ)	対人対物 合算 1名・ 1事故 5,000万円	対人対物 合算 1名・1事故・ 保険期間中通算 5,000万円	1事故・ 保険期間中通算 200万円	1台あたり 10万円 1事故・ 保険期間中通算 60万円	補償対象外	1事故 500万円	〈商品盗難〉 1事故 100万円 〈現金盗難〉 1事故 50万円 ※上記のうち建物外 現金小切手類 30万円	1枚につき 30万円 1事故 50万円	補償対象外	
セルフ サービス専用	セルフ	対人賠償 1名 1億円 1事故 2億円	対人賠償 1名 1億円 1事故 2億円 保険期間中通算 2億円	1事故・ 保険期間中通算 300万円	1台あたり 10万円	補償対象外	1事故 500万円	1事故につき 下記以外 100万円	1枚につき 25万円	補償対象外
		対物賠償 1事故 1億円	対物賠償 1事故 1億円 保険期間中通算 1億円		1事故・ 保険期間中通算 60万円			1事故につき 下記以外 20万円	1事故 50万円	
免責金額・日数	1事故 10万円	1事故 10万円	1事故 10万円	使用不能が最初に発生した日からその日を含めて3日目まで、および31日目以降	1事故 5千円	1事故 5千円 ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 5万円 2回目 10万円	なし ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 5万円 2回目 10万円	なし ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 5万円 2回目 10万円	なし (ただし、風災、水災、雹災、雪災による損害の場合は、事故発生日を含む3日間)	
参照ページ	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P24 ~ P25	P26 ~ P27	P28 ~ P29	P28 ~ P29	P30 ~ P31	

動産総合保険の保険の対象

●SS敷地内の機器

SSの所有、または出光興産から貸与されたSS敷地内の機器のうち、以下のものに限定。
計量機、タッチパネル、釣銭機、油面計、POS機器一式(付属する専用回線を含みます)、コンプレッサー、オートリフト、ガレージジャッキ、チェンジャー類全般(例:オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ATFチェンジャー、LLCチェンジャー、プレーキフルードチェンジャー等)、車内掃除機、洗車機(手洗い洗車機、e-洗車機ブース)、充電器、ホイール balancer、オイルサービスセット、高圧洗浄機、発電機、チェーンナップテスター、LLCクリーニング機、エアータワー、アイランドサービスユニット

保険の対象とならない主なものは以下の通りです。
門型洗車機(*1)・連続洗車機・コイン洗車機(*2)、自動販売機、ジュックボックス、レジスター等の現金保管機器(*3)、リース物件(*4)、併設ショップ業務に使用する什器備品、現金、有価証券、工具類、防火壁、キャノピー、基礎工事部分、商品、第三者の所有物(現金、商品等の盗難については、盗難補償の補償対象となる場合があります。)

●SS敷地内の什器・備品

SSの所有、または出光興産から貸与されたSS敷地内の什器・備品のうち、以下のものに限定。
水銀灯・照明器具、サインポール、警備機器一式(監視カメラおよびドライブレコーダーを含みます)、ドラムキャビネット、オイルキャビネット、オイルショーケース、給気塔、給水塔、排気塔、屋外照明用機器(キャノピーの内側に取り付けられた照明用機器を含みます)、ネオンサイン・看板類(ただし、[SPツールカタログ]掲載のもの、出光興産取り扱いブランドのロゴ、各種マークが印字されているものに限ります)

- (*1) セルフプラン・エコノミー(セルフ)プランにご加入の場合は、保険の対象となります。
- (*2) 選択種目9で補償の対象となります。
- (*3) 盗難による現金保管機器の損害の場合は、盗難補償で補償対象となります。詳しくは「盗難補償」保険金をお支払いする場合(P26)をご覧ください。
- (*4) リース物件に関する事故はこの保険の補償対象となりませんのでリース会社に報告してください。ただし、リース期間が終了した再リース物件の場合で、他に保険がない場合は、SS保険にて補償されます。その場合は、リース契約規定損害金の額を基準に損害の額を決定します。

一時払です。

●保険料

下表保険料には、受託自動車保険の保険料は含まれません。
詳細は選択種目1受託自動車保険(P16、17記載)をご確認ください。

ランク	Aプラン		Bプラン		Cプラン		セルフ専用	エコノミープラン (既加入者のみ)	
	ワイド	スタンダード	ワイド	スタンダード	ワイド	スタンダード	セルフ	エコノミー (フルSS)	エコノミー (セルフSS)
M5	86,660	64,090	64,520	55,520	62,720	50,610	50,790	40,220	37,930
M4	88,070	75,620	77,350	56,530	64,520	51,610	51,190	47,380	43,860
M3	91,960	77,600	88,460	71,500	66,320	52,610	51,590	56,570	51,630
M2	106,410	94,160	100,170	85,380	79,920	64,210	61,590	70,930	64,310
M1	123,380	99,700	116,920	96,230	93,520	75,810	71,590	99,650	90,780
F	147,250	128,260	145,430	119,540	117,120	95,810	84,390	139,330	129,240
D1	252,720	214,210	250,500	212,900	194,320	163,410	146,390	191,050	179,210
D2	375,770	322,610	363,670	305,110	269,920	244,210	219,590	257,440	232,860
D3	478,780	423,010	444,310	370,830	339,120	322,210	291,630	317,750	295,590
D4	518,300	452,610	496,280	451,690	364,320	345,010	313,880	382,170	345,730
D5	580,000	505,300	556,090	503,290	407,920	386,610	351,350	440,420	403,900

単位:円

(1) メリット・デメリット制度について(ランク決定方法)

メリット・デメリット制度は基本種目(除く企業財産包括保険)に適用し、各SSの事故実績(損害率)に応じて、適用ランクが決定します。

①適用ランクの判定方法

a. 以下の「適用損害率への読み替え表」に基づいて、「適用損害率」を算出します。

《適用損害率への読みかえ表》

$$\text{適用損害率(\%)} = \frac{\text{受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額}}{\text{加入タイプ判定時における当該加入タイプのFランク年間保険料}} \times 100$$

小数点以下切捨

読みかえ例

- ・受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額 = 100,000円
- ・加入タイプ判定時における当該SSの加入タイプ = Aプラン、ワイド
- ・加入タイプ判定時における当該加入タイプの適用ランク = D1ランク

$$\text{適用損害率(\%)} = \frac{100,000\text{円}}{147,250\text{円 (Aプラン・ワイド)}} \times 100 = 67.9\%$$

➡ **次年度に適用されるランク(0% < 67.9% ≤ 80%) = Fランク**

※受取保険金計算期間=2022年9月1日から2023年8月31日

※受取保険金総額=受取保険金計算期間に受け取られた基本種目の保険金の合計

(※)保険金お支払後、その保険金を保険会社に返還した場合も受取保険金の額に含まれます。

「SS保険と同じ補償の他の損害保険契約をご契約」されており、「他の損害保険契約より保険金を受け取られた場合」、他の損害保険契約からSS保険に一部保険金の求償が行われることがあります。その場合も受取保険金総額に含まれます。

※加入タイプ判定時における当該加入タイプのFランク年間保険料=8月31日時点(以下「加入タイプ判定時」と呼びます。)での加入タイプのFランク年間保険料

(※)「加入タイプ判定時」前後で加入タイプを変更された場合は、出光保険サービスでの適用ランク算出手続き時における加入タイプを優先いたします。

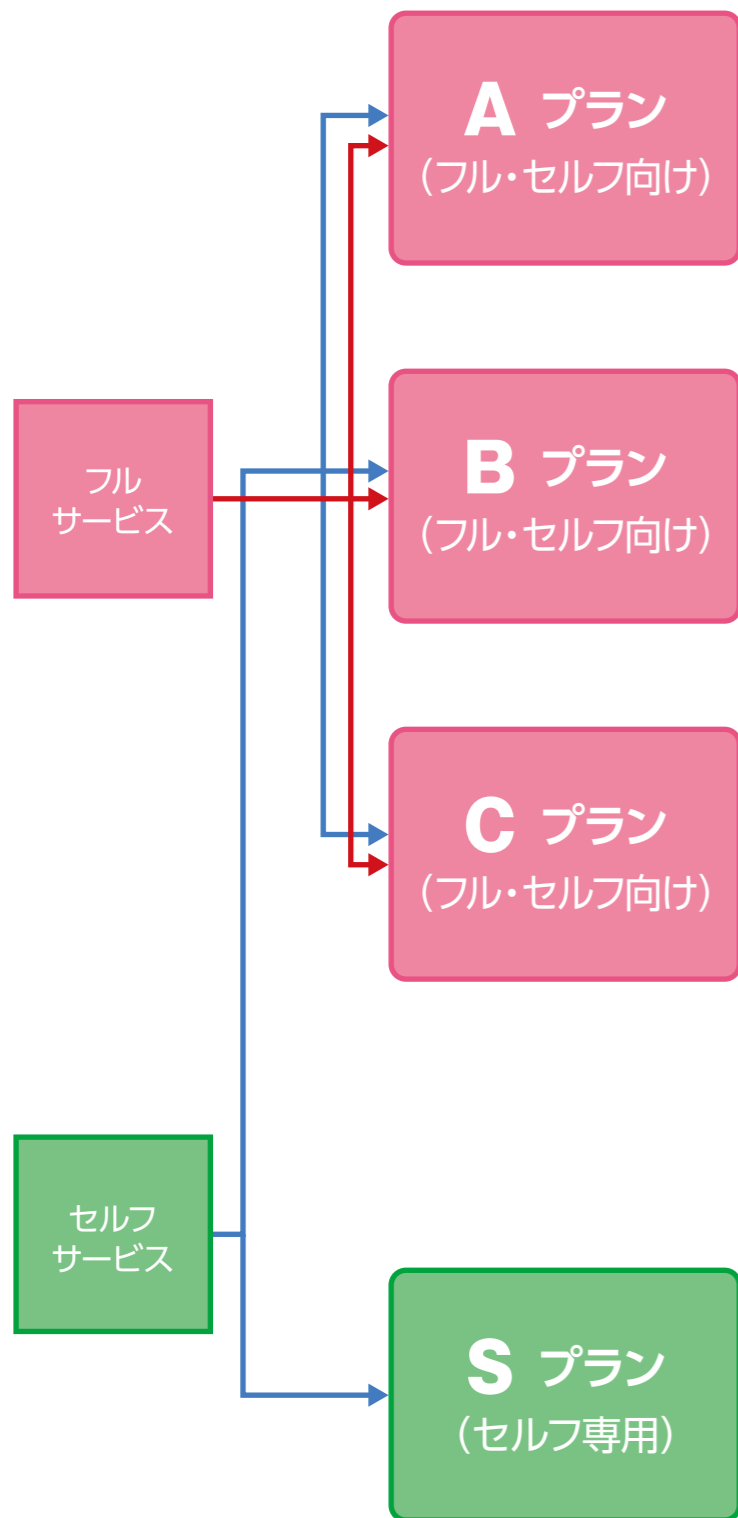
b. aで「適用損害率」をご確認いただいたうえで、以下の「ランク決定表」で当該SSが次年度に適用されるランクを確認します。次年度適用ランクを確認されましたら、適用保険料表(P10~P11)により当該SSへの適用保険料が算出できます。

《ランク決定表》(適用損害率=Xとします。)

	次回適用されるランク												
	M5	M4	M3	M2	M1	F	D1	D2	D3	D4	D5		
現在の適用ランク	M5	0%<X≤40%	40%<X≤60%	60%<X									
	M4	0%<X≤20%	20%<X≤40%	40%<X≤60%	60%<X								
	M3		0%<X≤20%	20%<X≤40%	40%<X≤60%	60%<X							
	M2			0%<X≤40%	40%<X≤60%	60%<X≤120%	120%<X						
	M1				0%<X≤40%	40%<X≤60%	60%<X≤120%	120%<X					
	F					0%<X≤60%	60%<X≤120%	120%<X≤220%	220%<X				
	D1						0%<X≤80%	80%≤X≤120%	120%<X≤220%	220%<X≤260%	260%<X		
	D2							0%<X≤120%	120%≤X≤180%	180%<X≤240%	240%<X≤300%	300%<X	
	D3								0%<X≤180%	180%<X≤240%	240%<X≤300%	300%<X	
	D4									0%<X≤300%	300%<X≤360%	360%<X	
	D5										0%<X≤320%	320%<X≤400%	400%<X

※新規加入の場合はF(Flat)ランクとなります。

CHECK! 基本種目プラン パンフレットP6~P9参照



リスクに応じた
選択種目へ加入

補償を
手厚くしたい

基本種目の補償に
「**上乗せ**」
したい

SSの業務を
しっかりカバー


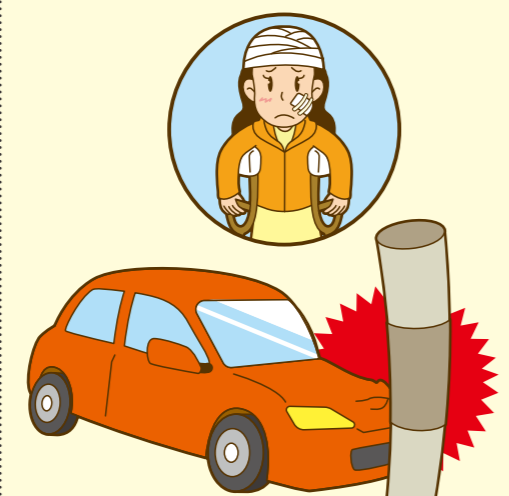
基本種目で
「**対象外**」の
補償をカバーしたい

CHECK! 選択種目 パンフレットP16~P23参照




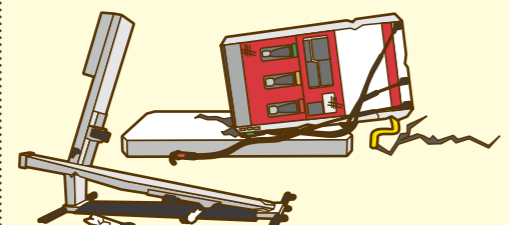
高額な車の賠償に備えたい	選択種目4	自動車管理者賠償 責任保険上乗せ補償	P18
商品や現金の補償を拡充したい 輸送中の現金を補償したい	選択種目5	動産総合保険 上乗せ補償	P18
代車費用の高額化に備えたい	選択種目10	代車費用限度 上乗せ補償	P20
お客様の車の時価額を超える 修理費に備えたい	選択種目11	全損時対応費用補償	P20
お客様の車で起こした 対人・対物賠償を補償したい	選択種目1	受託自動車保険	P16
SS構内で実施する 認証・指定工場業務・移動仮金 に起因する賠償を補償したい	選択種目2	認証工場・指定工場・ 移動仮金向け保険	P16
SS併設ショップでの事故による 損害を補償したい	選択種目3	併設ショップ向け保険	P18
石油類の河川・海などへの 突発的な流出事故へ備えたい	選択種目7	油濁賠償責任保険	P20
個人情報の漏えいに備えたい	選択種目8	サイバーリスク保険	P20
SSの動産に地震の補償を 追加したい	選択種目6	動産総合保険 地震危険追加補償	P18
洗車機の損害を補償したい ※リース中を除く	選択種目9	動産総合保険 洗車機追加補償	P20
業務中に従業員等が交通事故に 遭った場合に備えたい	選択種目12	交通事故傷害	P22
業務中に従業員等がケガをした 場合に備えたい	選択種目13	普通傷害	P22
借用不動産の賠償に備えたい	選択種目14	借用不動産 損壊担保特約	P22

基本種目Cプラン以外で
ご契約の場合のみ選択できます

選択種目を組み合わせる事でより安心な補償となります。

名称・保険種目	お支払い例	補償の概要	支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額	年間保険料(1SSあたり)																																																																																											
<p>選択種目1</p> <p>受託自動車保険</p> <p>自動車保険 (サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等幹旋補償特約付帯)</p> <p>▶ P32 ~ P33 参照</p>	<p>受託中の車を運転中に他の車と接触し、他人にケガをさせた。</p> 	<p>給油・洗車などのSS業務のために受託中の自動車の事故により第三者へ与えた損害を補償します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本種目 (賠償責任保険自動車特約)</th> <th>選択種目1 (受託自動車保険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お客様から預かった車両の損害</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>衝突した他の車の損害</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>衝突した他の車の運転者のケガ</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>衝突した他物の損害</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>衝突した一般の歩行者などのケガ</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>		基本種目 (賠償責任保険自動車特約)	選択種目1 (受託自動車保険)	お客様から預かった車両の損害	●	—	衝突した他の車の損害	—	●	衝突した他の車の運転者のケガ	—	●	衝突した他物の損害	—	●	衝突した一般の歩行者などのケガ	—	●	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>対人(1名)</th> <th>対物</th> <th>対物免責金額</th> <th>自損事故傷害特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>無制限</td> <td>無制限</td> <td rowspan="5">1万円</td> <td rowspan="5">死亡保険金 1名につき 1,500万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>無制限</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1億円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>5,000万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>3,000万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自損事故傷害特約が自動付帯されています。 ※対物超過修理費用補償特約がセットされています。 ※車検代行業務等のために受託して輸送中の場合でも、併せて補償の対象となります。 詳しくはP32~P33をご参照ください。</p>	タイプ	対人(1名)	対物	対物免責金額	自損事故傷害特約	A	無制限	無制限	1万円	死亡保険金 1名につき 1,500万円	B	無制限	1,000万円	C	1億円	500万円	D	5,000万円	300万円	E	3,000万円	300万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="5">従業員数</th> </tr> <tr> <th>8人以下</th> <th>9-10人</th> <th>11人-</th> <th>13人-</th> <th>15人-</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>33,250円</td> <td>41,570円</td> <td>49,880円</td> <td>58,190円</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>28,690円</td> <td>35,870円</td> <td>43,040円</td> <td>50,210円</td> <td>57,380円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>26,220円</td> <td>32,770円</td> <td>39,330円</td> <td>45,890円</td> <td>52,450円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>24,610円</td> <td>30,760円</td> <td>36,910円</td> <td>43,060円</td> <td>49,210円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>23,610円</td> <td>29,510円</td> <td>35,410円</td> <td>41,310円</td> <td>47,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従業員人数方式:従業員人数は加入時点の人数。SS単位の店主・販売員・事務員の合計人数とし、臨時雇は除きます。</p>	タイプ	従業員数					8人以下	9-10人	11人-	13人-	15人-	A	33,250円	41,570円	49,880円	58,190円	66,500円	B	28,690円	35,870円	43,040円	50,210円	57,380円	C	26,220円	32,770円	39,330円	45,890円	52,450円	D	24,610円	30,760円	36,910円	43,060円	49,210円	E	23,610円	29,510円	35,410円	41,310円	47,220円										
	基本種目 (賠償責任保険自動車特約)	選択種目1 (受託自動車保険)																																																																																													
お客様から預かった車両の損害	●	—																																																																																													
衝突した他の車の損害	—	●																																																																																													
衝突した他の車の運転者のケガ	—	●																																																																																													
衝突した他物の損害	—	●																																																																																													
衝突した一般の歩行者などのケガ	—	●																																																																																													
タイプ	対人(1名)	対物	対物免責金額	自損事故傷害特約																																																																																											
A	無制限	無制限	1万円	死亡保険金 1名につき 1,500万円																																																																																											
B	無制限	1,000万円																																																																																													
C	1億円	500万円																																																																																													
D	5,000万円	300万円																																																																																													
E	3,000万円	300万円																																																																																													
タイプ	従業員数																																																																																														
	8人以下	9-10人	11人-	13人-	15人-																																																																																										
A	33,250円	41,570円	49,880円	58,190円	66,500円																																																																																										
B	28,690円	35,870円	43,040円	50,210円	57,380円																																																																																										
C	26,220円	32,770円	39,330円	45,890円	52,450円																																																																																										
D	24,610円	30,760円	36,910円	43,060円	49,210円																																																																																										
E	23,610円	29,510円	35,410円	41,310円	47,220円																																																																																										
<p>選択種目2</p> <p>認証工場・指定工場・移動钣金向け保険</p> <p>賠償責任保険 (施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約)(指定工場・認証工場・钣金・塗装業務特約条項))</p> <p>自動車保険 (整備受託自動車保険特約(整備従事者数方式)付帯一般自動車保険)</p> <p>▶ P34 ~ P35 参照</p>	<p>認証・指定工場業務・移動钣金業務での備品取り付けに不備があったため、引渡し後に自動車が事故を起こし、運転者がケガをした。</p> 	<p>認証工場・指定工場業務・移動钣金業務に起因する賠償責任を補償します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>補償の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設賠償責任保険</td> <td>施設の不備および、工場の業務遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任</td> </tr> <tr> <td>生産物賠償責任保険</td> <td>工場の作業の結果や、販売提供した製品に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任</td> </tr> <tr> <td>自動車管理者賠償責任保険</td> <td>工場の業務に関してお客様より預かった自動車に損害を与えた場合の賠償責任</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">+</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>補償の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備受託自動車保険</td> <td>認証工場・指定工場業務・移動钣金業務のために受託中の自動車の事故により第三者へ与えた損害を補償します。</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	補償の対象	施設賠償責任保険	施設の不備および、工場の業務遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任	生産物賠償責任保険	工場の作業の結果や、販売提供した製品に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任	自動車管理者賠償責任保険	工場の業務に関してお客様より預かった自動車に損害を与えた場合の賠償責任	保険種類	補償の対象	整備受託自動車保険	認証工場・指定工場業務・移動钣金業務のために受託中の自動車の事故により第三者へ与えた損害を補償します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="2">施設賠</th> <th colspan="2">生産物賠</th> <th colspan="2">自管賠</th> </tr> <tr> <th>対人</th> <th>対物</th> <th>対人</th> <th>対物</th> <th>自動車の損害</th> <th>使用不能損害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A・B C・D 共通</td> <td>1名 1億円</td> <td>1事故につき 1億円</td> <td>1名 1億円</td> <td>1事故につき 1億円</td> <td>1事故につき 300万円 保険期間中 通算 300万円</td> <td>1台あたり 10万円 1事故・ 保険期間中 通算 60万円</td> </tr> <tr> <td>免責金額 (期間)</td> <td colspan="6">施設賠・生産物賠:1事故5万円(対人・対物それぞれにつき適用) 自管賠(自動車の損害):1事故5万円 自管賠(使用不能損害):3日(*1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 損壊・紛失による使用不能が発生した日からその日を含めて4日目以降30日目までの期間に発生した費用に限り、この特約条項部分でのお支払いの対象となります。</p> <p>● 保険金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="2">整備受託自動車保険</th> <th rowspan="2">免責金額</th> </tr> <tr> <th>対人(1名)</th> <th>対物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A・C</td> <td>無制限</td> <td>1,000万円</td> <td>A・B・C・D 共通</td> </tr> <tr> <td>B・D</td> <td>1億円</td> <td>500万円</td> <td>対人:なし 対物:1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自損事故傷害特約については、選択種目1受託自動車保険と同内容の補償です。 ※対物超過修理費用補償特約がセットされています。</p>	タイプ	施設賠		生産物賠		自管賠		対人	対物	対人	対物	自動車の損害	使用不能損害	A・B C・D 共通	1名 1億円	1事故につき 1億円	1名 1億円	1事故につき 1億円	1事故につき 300万円 保険期間中 通算 300万円	1台あたり 10万円 1事故・ 保険期間中 通算 60万円	免責金額 (期間)	施設賠・生産物賠:1事故5万円(対人・対物それぞれにつき適用) 自管賠(自動車の損害):1事故5万円 自管賠(使用不能損害):3日(*1)						タイプ	整備受託自動車保険		免責金額	対人(1名)	対物	A・C	無制限	1,000万円	A・B・C・D 共通	B・D	1億円	500万円	対人:なし 対物:1万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工場種類</th> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="4">保険料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">整備従事者数(*1)(*2)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>2名まで</th> <th>3名</th> <th>4名</th> <th>5名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認証工場・ 移動钣金</td> <td>A</td> <td>101,260円</td> <td>139,780円</td> <td>178,300円</td> <td>216,820円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>97,500円</td> <td>134,140円</td> <td>170,780円</td> <td>207,420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定工場</td> <td>C</td> <td>124,130円</td> <td>170,840円</td> <td>217,550円</td> <td>264,260円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>120,370円</td> <td>165,200円</td> <td>210,030円</td> <td>254,860円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 5名を超える場合は代理店までお問い合わせください。 (*2) 整備従事者数は保険契約締結時点の人数とし、自動車整備士資格の有無を問わず、自動車の整備、修理、点検等にたずさわる人数とします。人数には、店主・配達人・アルバイト・臨時雇(下請け会社から整備をするために従業員を派遣された場合等もこれにあたります。)等を含み、専ら事務に携わる従業員は含みません。 ※整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険については、整備従事者数により保険料が決定します。また、修正保険料が20万円以上の場合、1記名被保険者(加入者)ごとに、メリット・デメリット料率を適用するため、記名被保険者(加入者)によっては、今年の保険料が、上記の表に記載されている保険料と異なる場合があります。</p>	工場種類	タイプ	保険料				整備従事者数(*1)(*2)						2名まで	3名	4名	5名	認証工場・ 移動钣金	A	101,260円	139,780円	178,300円	216,820円	B	97,500円	134,140円	170,780円	207,420円	指定工場	C	124,130円	170,840円	217,550円	264,260円	D	120,370円	165,200円	210,030円	254,860円
保険種類	補償の対象																																																																																														
施設賠償責任保険	施設の不備および、工場の業務遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任																																																																																														
生産物賠償責任保険	工場の作業の結果や、販売提供した製品に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任																																																																																														
自動車管理者賠償責任保険	工場の業務に関してお客様より預かった自動車に損害を与えた場合の賠償責任																																																																																														
保険種類	補償の対象																																																																																														
整備受託自動車保険	認証工場・指定工場業務・移動钣金業務のために受託中の自動車の事故により第三者へ与えた損害を補償します。																																																																																														
タイプ	施設賠		生産物賠		自管賠																																																																																										
	対人	対物	対人	対物	自動車の損害	使用不能損害																																																																																									
A・B C・D 共通	1名 1億円	1事故につき 1億円	1名 1億円	1事故につき 1億円	1事故につき 300万円 保険期間中 通算 300万円	1台あたり 10万円 1事故・ 保険期間中 通算 60万円																																																																																									
免責金額 (期間)	施設賠・生産物賠:1事故5万円(対人・対物それぞれにつき適用) 自管賠(自動車の損害):1事故5万円 自管賠(使用不能損害):3日(*1)																																																																																														
タイプ	整備受託自動車保険		免責金額																																																																																												
	対人(1名)	対物																																																																																													
A・C	無制限	1,000万円	A・B・C・D 共通																																																																																												
B・D	1億円	500万円	対人:なし 対物:1万円																																																																																												
工場種類	タイプ	保険料																																																																																													
		整備従事者数(*1)(*2)																																																																																													
		2名まで	3名	4名	5名																																																																																										
認証工場・ 移動钣金	A	101,260円	139,780円	178,300円	216,820円																																																																																										
	B	97,500円	134,140円	170,780円	207,420円																																																																																										
指定工場	C	124,130円	170,840円	217,550円	264,260円																																																																																										
	D	120,370円	165,200円	210,030円	254,860円																																																																																										

補償内容一覧 選択種目






名称・保険種目	お支払い例	補償の概要	支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額	年間保険料(1SSあたり)																																																																					
選択種目3 併設ショップ向け保険 賠償責任保険 (併設ショップ業務特約条項(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)) 動産総合保険 盗難補償 ガラス補償 ▶ P36 ~ P37 参照	SS併設の飲食店で販売した食料品が原因で食中毒が発生した。 	併設ショップでの様々な事故による損害を補償します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>補償の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設賠償責任保険</td> <td>併設ショップ施設の不備および、併設ショップの商品提供・販売業務などの遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任</td> </tr> <tr> <td>生産物賠償責任保険</td> <td>併設ショップにおける商品提供・販売業務などの結果や、販売提供した商品などに起因して生じた対人・対物事故の賠償責任</td> </tr> <tr> <td>動産総合保険</td> <td>併設ショップ内機器および什器・備品の不測かつ突発的な損害を補償します。</td> </tr> <tr> <td>盗難補償</td> <td>併設ショップの現金・商品等の盗難による損害を補償します。</td> </tr> <tr> <td>ガラス補償</td> <td>併設ショップ内のガラスに生じた損害を補償します。</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	補償の対象	施設賠償責任保険	併設ショップ施設の不備および、併設ショップの商品提供・販売業務などの遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任	生産物賠償責任保険	併設ショップにおける商品提供・販売業務などの結果や、販売提供した商品などに起因して生じた対人・対物事故の賠償責任	動産総合保険	併設ショップ内機器および什器・備品の不測かつ突発的な損害を補償します。	盗難補償	併設ショップの現金・商品等の盗難による損害を補償します。	ガラス補償	併設ショップ内のガラスに生じた損害を補償します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">加入タイプ別補償有無</th> </tr> <tr> <th>タイプ</th> <th>施設賠償責任保険</th> <th>生産物賠償責任保険</th> <th>動産総合保険</th> <th>盗難補償</th> <th>ガラス補償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">保険金額・支払限度額と免責金額</th> </tr> <tr> <th>対象保険</th> <th>保険金額・支払限度額</th> <th>免責金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設賠償責任保険</td> <td rowspan="5">基本種目の保険金額・支払限度額と同額</td> <td rowspan="5">基本種目の免責金額と同額</td> </tr> <tr> <td>生産物賠償責任保険</td> </tr> <tr> <td>動産総合保険</td> </tr> <tr> <td>盗難補償</td> </tr> <tr> <td>ガラス補償</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 動産総合保険では、1事故で損害の額が保険金額または保険価額のいずれか低い額以上となる場合は、免責金額の適用はありません。</p>	加入タイプ別補償有無						タイプ	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	動産総合保険	盗難補償	ガラス補償	A	●	●	●	●	●	B	●	●	—	—	—	保険金額・支払限度額と免責金額			対象保険	保険金額・支払限度額	免責金額	施設賠償責任保険	基本種目の保険金額・支払限度額と同額	基本種目の免責金額と同額	生産物賠償責任保険	動産総合保険	盗難補償	ガラス補償	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">基本種目の補償タイプ</th> </tr> <tr> <th>タイプ</th> <th>ワイド</th> <th>スタンダード</th> <th>セルフ</th> <th>エコ/ミ-フル/セルフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>11,560円</td> <td>8,230円</td> <td>8,730円</td> <td>8,090円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>4,800円</td> <td>3,720円</td> <td>3,720円</td> <td>2,920円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本種目をCプランでご契約の場合、上記Bタイプのみご加入いただけます。 ※対象の併設ショップは飲食物または雑貨等の提供・販売業務を行っている店舗です。 ※ご加入プランにかかわらず補償が必要な場合はご契約ください。</p>	基本種目の補償タイプ					タイプ	ワイド	スタンダード	セルフ	エコ/ミ-フル/セルフ	A	11,560円	8,230円	8,730円	8,090円	B	4,800円	3,720円	3,720円	2,920円
保険種類	補償の対象																																																																								
施設賠償責任保険	併設ショップ施設の不備および、併設ショップの商品提供・販売業務などの遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任																																																																								
生産物賠償責任保険	併設ショップにおける商品提供・販売業務などの結果や、販売提供した商品などに起因して生じた対人・対物事故の賠償責任																																																																								
動産総合保険	併設ショップ内機器および什器・備品の不測かつ突発的な損害を補償します。																																																																								
盗難補償	併設ショップの現金・商品等の盗難による損害を補償します。																																																																								
ガラス補償	併設ショップ内のガラスに生じた損害を補償します。																																																																								
加入タイプ別補償有無																																																																									
タイプ	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	動産総合保険	盗難補償	ガラス補償																																																																				
A	●	●	●	●	●																																																																				
B	●	●	—	—	—																																																																				
保険金額・支払限度額と免責金額																																																																									
対象保険	保険金額・支払限度額	免責金額																																																																							
施設賠償責任保険	基本種目の保険金額・支払限度額と同額	基本種目の免責金額と同額																																																																							
生産物賠償責任保険																																																																									
動産総合保険																																																																									
盗難補償																																																																									
ガラス補償																																																																									
基本種目の補償タイプ																																																																									
タイプ	ワイド	スタンダード	セルフ	エコ/ミ-フル/セルフ																																																																					
A	11,560円	8,230円	8,730円	8,090円																																																																					
B	4,800円	3,720円	3,720円	2,920円																																																																					
選択種目4 自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償 賠償責任保険 (自動車管理者賠償責任保険、上乗せ特約条項) ▶ P36 ~ P37 参照	SS業務でお客様から預かった車をぶつけて壊してしまい、賠償額が基本種目の金額を超えてしまった。 	基本種目3の賠償責任保険・自動車管理者賠償(P8)の支払限度額を引き上げます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>支払限度額(1事故・保険期間中通算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>+1,000万円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>+700万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>+500万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>+200万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>+150万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	支払限度額(1事故・保険期間中通算)	S	+1,000万円	A	+700万円	B	+500万円	C	+200万円	D	+150万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>年間保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>123,480円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>85,200円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>26,600円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	年間保険料	S	123,480円	A	85,200円	B	63,000円	C	26,600円	D	20,000円																																													
タイプ	支払限度額(1事故・保険期間中通算)																																																																								
S	+1,000万円																																																																								
A	+700万円																																																																								
B	+500万円																																																																								
C	+200万円																																																																								
D	+150万円																																																																								
タイプ	年間保険料																																																																								
S	123,480円																																																																								
A	85,200円																																																																								
B	63,000円																																																																								
C	26,600円																																																																								
D	20,000円																																																																								
選択種目5 動産総合保険 上乗せ補償 動産総合保険 ▶ P38 ~ P39 参照	SSの売上金を銀行へ輸送中、盗難の被害にあった。 	基本種目7の盗難補償の対象である商品・現金などについて補償を拡充します。 ①保険金額を引き上げます。 ②SS敷地内以外にある本社などの事務所内にあるものも保険の対象となります。 ③現金・小切手・手形の銀行などへの輸送中の事故も補償の対象となります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険金額(1事故)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>+2,000万円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>+1,000万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>+500万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>+300万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>+200万円</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>+150万円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>+100万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	保険金額(1事故)	S	+2,000万円	A	+1,000万円	B	+500万円	C	+300万円	D	+200万円	U	+150万円	E	+100万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>41,200円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	保険料	S	41,200円	A	20,600円	B	10,300円	C	6,200円	D	4,100円	U	3,100円	E	2,100円																																					
タイプ	保険金額(1事故)																																																																								
S	+2,000万円																																																																								
A	+1,000万円																																																																								
B	+500万円																																																																								
C	+300万円																																																																								
D	+200万円																																																																								
U	+150万円																																																																								
E	+100万円																																																																								
タイプ	保険料																																																																								
S	41,200円																																																																								
A	20,600円																																																																								
B	10,300円																																																																								
C	6,200円																																																																								
D	4,100円																																																																								
U	3,100円																																																																								
E	2,100円																																																																								
選択種目6 動産総合保険 地震危険追加補償 動産総合保険地震危険担保特約(支払限度額方式) ▶ P38 ~ P39 参照	地震で計量機、水銀灯、オートリフト等に損害が生じた。 	基本種目6の動産総合保険に、地震・噴火・津波による損害の補償を追加します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1SS / 敷地内毎</th> <th>支払限度額(保険期間中)</th> <th>免責金額(1事故につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aタイプ</td> <td>500万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	1SS / 敷地内毎	支払限度額(保険期間中)	免責金額(1事故につき)	Aタイプ	500万円	10万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Aタイプ</th> <th colspan="6">地区</th> </tr> <tr> <th>地区1</th> <th>地区2</th> <th>地区3</th> <th>地区4</th> <th>地区5</th> <th>地区6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>22,320円</td> <td>26,040円</td> <td>30,800円</td> <td>41,210円</td> <td>54,140円</td> <td>92,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前年より「SS保険」にご加入いただいているSSについてのみ、新たにご加入いただくことができます。 ※基本種目をCプランでご契約の場合は選択種目6にご加入いただけません。</p>	Aタイプ	地区						地区1	地区2	地区3	地区4	地区5	地区6		22,320円	26,040円	30,800円	41,210円	54,140円	92,670円																																											
1SS / 敷地内毎	支払限度額(保険期間中)	免責金額(1事故につき)																																																																							
Aタイプ	500万円	10万円																																																																							
Aタイプ	地区																																																																								
	地区1	地区2	地区3	地区4	地区5	地区6																																																																			
	22,320円	26,040円	30,800円	41,210円	54,140円	92,670円																																																																			




● 選択種目6 地震危険担保の地区番号表

北海道・東北地方				関東地方				中部地方				近畿地方				中国地方				四国地方				九州・沖縄地方					
都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号
北海道1等地(*1)	2	青森県	2	秋田県	3	茨城県	1	千葉県	5	新潟県	2	福井県	4	岐阜県	5	三重県	5	兵庫県	4	鳥取県	2	広島県	1	徳島県	4	福岡県	1	大分県	1
北海道2等地(*2)	5	岩手県	5	山形県	3	栃木県	1	東京都	6	富山県	1	山梨県	3	静岡県	6	滋賀県	5	奈良県	4	島根県	1	山口県	1	香川県	2	佐賀県	1	宮崎県	2
		宮城県	5	福島県	3	群馬県	1	神奈川県	6	石川県	1	長野県	4	愛知県	6	京都府	4	和歌山県	5	岡山県	1			愛媛県	2	長崎県	1	鹿児島県	1
						埼玉県	4								大阪府	4								高知県	4	熊本県	1	沖縄県	1

(*1) : 石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局、留萌振興局、オホーツク総合振興局、空知総合振興局、上川総合振興局 (除く上川郡、中川郡)、渡島総合振興局(うち二海郡のみ)、胆振総合振興局(うち勇払郡、虻田郡のみ)

(*2) : 根室振興局、釧路総合振興局、十勝総合振興局、胆振総合振興局 (除く勇払郡、虻田郡)、渡島総合振興局 (除く二海郡)、上川総合振興局(うち上川郡、中川郡のみ)、日高振興局

名称・保険種目	お支払い例	補償の概要	支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額	年間保険料(1SSあたり)																														
選択種目7 油濁賠償責任保険 賠償責任保険 (油濁賠償責任保険) ▶ P40 ~ P41 参照	ローリーで配達中に誤って灯油が河川に流出した。 	不測かつ突発的な事故によってSS施設、または配送時の配送先施設から石油物質が流出し、公共水域(河川、湖沼、海、運河)の水を汚染したことによる他人の財物損壊・漁獲高の減少・漁獲物の品質低下による漁業権侵害に関する賠償責任や処理費用などを補償します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="2">支払限度額</th> <th rowspan="2">免責金額 (1事故につき)</th> </tr> <tr> <th>1事故につき</th> <th>保険期間中通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1億円</td> <td>1億円</td> <td rowspan="2">100万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	支払限度額		免責金額 (1事故につき)	1事故につき	保険期間中通算	A	1億円	1億円	100万円	B	5,000万円	5,000万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徐々に油が流出した場合には、土壌eco保険があります。出光保険サービスにお問い合わせください。</p>	タイプ	保険料	A	20,000円	B	10,000円											
タイプ	支払限度額		免責金額 (1事故につき)																															
	1事故につき	保険期間中通算																																
A	1億円	1億円	100万円																															
B	5,000万円	5,000万円																																
タイプ	保険料																																	
A	20,000円																																	
B	10,000円																																	
選択種目8 サイバーリスク保険 賠償責任保険 (サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)) ▶ P42 ~ P45 参照	<ul style="list-style-type: none"> SSで扱っていたお客様の個人情報を従業員が持ち出し、業者へ売却したことが発覚し、被害者からSSに対しての損害賠償請求がなされた。 SSの業務用パソコンに不正アクセスが発見され、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託する費用が発生した。 	情報の漏えいまたはそのおそれ起因した損害賠償責任や各種費用を補償します。 またサイバー攻撃に起因するサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用などの各種費用損害を補償します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">タイプ</th> <th colspan="2">支払限度額</th> <th rowspan="3">免責金額 (1請求・1事故につき) (*1)</th> </tr> <tr> <th>賠償責任</th> <th>費用損害</th> </tr> <tr> <th>1請求・保険期間中通算</th> <th>1事故・保険期間中通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3,000万円</td> <td>300万円</td> <td rowspan="2">10万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,000万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>選択種目8にご加入いただいた特約販売店様につきましては、P46掲載のサイバーリスク総合支援サービス内「緊急時ホットラインサービス」が無料でご利用いただけます。詳細はP46をご参照ください。 (*1)賠償責任・費用損害それぞれに適用</p>	タイプ	支払限度額		免責金額 (1請求・1事故につき) (*1)	賠償責任	費用損害	1請求・保険期間中通算	1事故・保険期間中通算	A	3,000万円	300万円	10万円	B	1,000万円	100万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売上高</th> <th>2億円以下</th> <th>2億円超~5億円以下</th> <th>5億円超~10億円以下</th> <th>10億円超~20億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>35,480円</td> <td>85,700円</td> <td>115,520円</td> <td>147,450円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>27,580円</td> <td>66,610円</td> <td>89,770円</td> <td>114,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>売上高は最近の会計年度等における特約販売店様の法人としての全売上高となります。(加入は特約販売店様単位となります。) 売上高20億円超の場合は、出光保険サービスまでお問い合わせください。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。</p>	売上高	2億円以下	2億円超~5億円以下	5億円超~10億円以下	10億円超~20億円以下	A	35,480円	85,700円	115,520円	147,450円	B	27,580円	66,610円	89,770円	114,600円
タイプ	支払限度額		免責金額 (1請求・1事故につき) (*1)																															
	賠償責任	費用損害																																
	1請求・保険期間中通算	1事故・保険期間中通算																																
A	3,000万円	300万円	10万円																															
B	1,000万円	100万円																																
売上高	2億円以下	2億円超~5億円以下	5億円超~10億円以下	10億円超~20億円以下																														
A	35,480円	85,700円	115,520円	147,450円																														
B	27,580円	66,610円	89,770円	114,600円																														
選択種目9 動産総合保険 洗車機追加補償 動産総合保険 ▶ P46 ~ P47 参照	洗車機が当て逃げにあい破損し、修理費用が発生した。 	基本種目6の動産総合保険で補償の対象外となっている、「洗車機」を補償の対象に追加します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険金額(1事故)</th> <th>免責金額 (1事故につき)(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>750万円</td> <td rowspan="3">5千円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 1事故で損害の額が保険金額または保険価額のいずれか低い額以上となる場合は、免責金額の適用はありません。</p>	タイプ	保険金額(1事故)	免責金額 (1事故につき)(*1)	S	750万円	5千円	A	500万円	B	250万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本種目をCプランでご契約の場合は選択種目9にご加入いただけません</p>	タイプ	保険料	S	21,000円	A	14,000円	B	7,000円												
タイプ	保険金額(1事故)	免責金額 (1事故につき)(*1)																																
S	750万円	5千円																																
A	500万円																																	
B	250万円																																	
タイプ	保険料																																	
S	21,000円																																	
A	14,000円																																	
B	7,000円																																	
選択種目10 代車費用限度 上乗せ補償 賠償責任保険 (自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項部分)) ▶ P46 ~ P47 参照	SS業務でお客様から預かった車をぶつけてしまい、代車費用が高額化した。 	基本種目4の賠償責任保険・自動車管理者賠償の使用不能損害(P8)の支払限度額を引き上げます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>1台あたり</th> <th>1事故・保険期間中通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>+10万円</td> <td>+20万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>+10万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>+20万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>+30万円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(基本種目の自動車管理者賠償・使用不能損害(P8)の支払限度額に上記金額を加算します。)</p>	タイプ	1台あたり	1事故・保険期間中通算	A	+10万円	+20万円	B	+10万円	-	C	+20万円	-	D	+30万円	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	保険料	A	10,000円	B	6,000円	C	12,000円	D	18,000円					
タイプ	1台あたり	1事故・保険期間中通算																																
A	+10万円	+20万円																																
B	+10万円	-																																
C	+20万円	-																																
D	+30万円	-																																
タイプ	保険料																																	
A	10,000円																																	
B	6,000円																																	
C	12,000円																																	
D	18,000円																																	
選択種目11 全損時対応費用補償 賠償責任保険 (全損時対応費用特約条項(施設賠償用・生産物賠償用・自動車管理者賠償費用)) ▶ P46 ~ P47 参照	SS業務でお客様から預かった車をぶつけてしまったが、お客様の車の時価額を超える修理費が発生した。 	基本種目1・2・3の施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険と自動車管理者賠償責任保険の保険金のお支払い時に、車の修理費が時価額を超える場合において、その差額分を補償します。 なお、修理しない場合は補償の対象となりません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>1台</th> <th>1事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>全損時対応費用の額または50万円のいずれか低い額</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	1台	1事故	A	全損時対応費用の額または50万円のいずれか低い額	50万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>97,790円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	保険料	A	97,790円																				
タイプ	1台	1事故																																
A	全損時対応費用の額または50万円のいずれか低い額	50万円																																
タイプ	保険料																																	
A	97,790円																																	

名称・保険種目	お支払い例	補償の概要	支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額	年間保険料(1SSあたり)																																							
選択種目12 交通事故傷害 総合生活保険 ▶ P48 ~ P49 参照	SSの従業員が仕事に交通事故に遭ってケガをした 	SS業務に従事する役員・従業員(パート・アルバイト含む)がSS業務に従事中に交通事故等によって被った損害。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">支払限度額(1口あたり)</th> <th rowspan="2">免責金額</th> </tr> <tr> <th>死亡・後遺障害</th> <th>入院日額(*1)(1日あたり)</th> <th>通院日額(1日あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>260万円</td> <td>1,800円</td> <td>1,200円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> (*1)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	支払限度額(1口あたり)			免責金額	死亡・後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)	260万円	1,800円	1,200円	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>保険料</th> <th>人数</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>5,500円</td> <td>8人</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>8,250円</td> <td>9人</td> <td>24,750円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,000円</td> <td>10人</td> <td>27,500円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>13,750円</td> <td>11人</td> <td>30,250円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>16,500円</td> <td>12人</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>19,250円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注1)人数のカウントは、最高稼働人数とします。最高稼働人数のカウントは1日当たりの延べ人数とします。(午前中3人、午後4人の2交代制の場合7人とする) (注2)保険金額は、前年度始期日時時点の加入者数に応じて調整しております。 (注3)加入は8口が限度。 (注4)住居と職場を同じくする方、就業中とそれ以外の場合との区別が明らかでない職種の方はご加入いただけません。	人数	保険料	人数	保険料	2人	5,500円	8人	22,000円	3人	8,250円	9人	24,750円	4人	11,000円	10人	27,500円	5人	13,750円	11人	30,250円	6人	16,500円	12人	33,000円	7人	19,250円		
支払限度額(1口あたり)			免責金額																																								
死亡・後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)																																									
260万円	1,800円	1,200円	なし																																								
人数	保険料	人数	保険料																																								
2人	5,500円	8人	22,000円																																								
3人	8,250円	9人	24,750円																																								
4人	11,000円	10人	27,500円																																								
5人	13,750円	11人	30,250円																																								
6人	16,500円	12人	33,000円																																								
7人	19,250円																																										
選択種目13 普通傷害 総合生活保険 ▶ P48 ~ P49 参照	SSの従業員が仕事でケガをした 	SS業務に従事する役員・従業員(パート・アルバイト含む)がSS業務に従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った損害。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">支払限度額(1口あたり)</th> <th rowspan="2">免責金額</th> </tr> <tr> <th>死亡・後遺障害</th> <th>入院日額(*1)(1日あたり)</th> <th>通院日額(1日あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>445万円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> (*1)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	支払限度額(1口あたり)			免責金額	死亡・後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)	445万円	3,000円	2,000円	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>保険料</th> <th>人数</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>10,440円</td> <td>8人</td> <td>41,760円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,660円</td> <td>9人</td> <td>46,980円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>20,880円</td> <td>10人</td> <td>52,200円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>26,100円</td> <td>11人</td> <td>57,420円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>31,320円</td> <td>12人</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>36,540円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注1)人数のカウントは、最高稼働人数とします。最高稼働人数のカウントは1日当たりの延べ人数とします。(午前中3人、午後4人の2交代制の場合7人とする) (注2)保険金額は、前年度始期日時時点の加入者数に応じて調整しております。 (注3)加入は5口が限度。 (注4)職種級別Aを適用(*1)しています。 (*1)普通傷害保険料は職業・職務によりA・Bいずれかの職種級別に分類され、保険料が異なります。記載保険料は職種級別A(事務従事者・販売従事者)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者等)の方はお問い合わせください。住居と職場を同じくする方、就業中とそれ以外の場合との区別が明らかでない職種の方は、ご加入いただけません。	人数	保険料	人数	保険料	2人	10,440円	8人	41,760円	3人	15,660円	9人	46,980円	4人	20,880円	10人	52,200円	5人	26,100円	11人	57,420円	6人	31,320円	12人	62,640円	7人	36,540円		
支払限度額(1口あたり)			免責金額																																								
死亡・後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)																																									
445万円	3,000円	2,000円	なし																																								
人数	保険料	人数	保険料																																								
2人	10,440円	8人	41,760円																																								
3人	15,660円	9人	46,980円																																								
4人	20,880円	10人	52,200円																																								
5人	26,100円	11人	57,420円																																								
6人	31,320円	12人	62,640円																																								
7人	36,540円																																										
選択種目14 借用不動産 損壊担保特約 賠償責任保険 (施設賠償責任保険) ▶ P50 ~ P51 参照	賃借している建物が火災にあい、その復旧費を負担することになった 	業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する借用不動産を不測かつ突発的な事由により滅失、破損または汚損(以下「損壊」といいます。)した場合において、借用不動産の貸主に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払限度額(1事故)</th> <th>免責金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000万円</td> <td> ①火災、破裂・爆発、水漏れ、騒ぎょう等、労働争議にともなう暴力行為・破壊行為：0円 ②上記以外：1事故10万円 </td> </tr> </tbody> </table>	支払限度額(1事故)	免責金額	2,000万円	①火災、破裂・爆発、水漏れ、騒ぎょう等、労働争議にともなう暴力行為・破壊行為：0円 ②上記以外：1事故10万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料	10,000円																																	
支払限度額(1事故)	免責金額																																										
2,000万円	①火災、破裂・爆発、水漏れ、騒ぎょう等、労働争議にともなう暴力行為・破壊行為：0円 ②上記以外：1事故10万円																																										
保険料																																											
10,000円																																											

補償内容 基本種目

加入プランにより、補償範囲が異なりますので、P6～P9でご確認ください。詳細は、約款をご確認ください。

※当項目においては、上記の保険商品について次の表記とさせていただきます。施設賠償責任保険→施設特約、生産物賠償責任保険→生産物特約、自動車管理者賠償責任保険→自動車特約、受託者賠償責任保険→受託者特約

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■賠償責任保険 基本種目1～5</p> <p>施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項付帯)、受託者賠償責任保険</p> <p>この保険は、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>なお、他人の身体の障害や財物の損壊などの所定の事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り、賠償責任保険における被保険者(補償を受けることができる方)は、記名被保険者に加え、その役員・使用人が含まれます。</p> <p>(1) 記名被保険者が所有、使用または管理するサービスステーション施設(以下「SS施設」といいます。)、およびSS敷地内で遂行される業務(対象となる業務は本冊子冒頭の「ご加入にあたって」をご覧ください。以下「SS業務」といいます。の)の遂行に起因して他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した場合(施設特約)</p> <p>(2) SS業務の遂行に伴い、販売・提供・供給される財物(以下「生産物」といいます。))や、SS業務の結果に起因して仕事の終了・引渡し後に他人の身体、生命を害しまたは財物を損壊した場合(生産物特約)</p> <p>(3) SS業務のために預かった対象自動車(*1)を管理中(*2)に損壊・紛失し、または、盗取・詐取されたこと等の事故(*3)により、対象自動車の正当な権利者に対し賠償責任を負担した場合(自動車特約)</p> <p>(*1) 対象自動車の定義は以下の通りです。 記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する自動車または原動機付自転車本体と付属品をいい、自動車・原動機付自転車の運行に関連するデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を含みます。なお、次のものは付属品に含まれません。 ・燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ・法令により自動車または原動機付自転車に定着または装備を禁止されている物 ・通常装飾品とみなされる物 ・積載物</p> <p>(*2) SS施設内で管理中の事故のほか、SS業務の遂行の通常の過程として一時的にSS施設外で管理されている間の事故も対象となります。</p> <p>(*3) 事故の定義は以下の通りです。 対象自動車を損壊(滅失・破損・汚損)、紛失もしくは盗取、詐取されること、または対象自動車の損壊を伴わずに、自動車・原動機付自転車の運行に関連するデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を滅失・破損することをいいます。</p> <p>(4) 記名被保険者が対象自動車を管理中に損壊または紛失し、当該自動車の使用不能による損害が発生した場合。ただし、使用不能が発生した日からその日を含めて4日目を降30日目までの期間内に生じたものに限り、なお、被害者が事故発生を知らなかった期間に発生していた使用不能損害は補償対象とはなりません。(自動車特約使用不能損害担保特約条項) ※盗取、詐取により発生した使用不能損害については、基本の自動車特約にて補償の対象となっています。</p> <p>(5) SS業務を遂行するために、SS敷地内において、記名被保険者が他人から一時的に預かり管理している財物を損壊、紛失または盗取・詐取されたことにより、これらの財物の正当な権利者に対し賠償責任を負担した場合(受託者特約) (*4) (*4) Aプラン、Cプランにご加入の場合のみとなります。 なお、お客様の自動車を運転中の事故によって、他人(*5)に損害を与えた場合は、選択種目1(受託自動車保険)への加入が必要となりますので、ご注意ください。(→P16～P17)</p> <p>(*5) 他人とは、SSの敷地内外にいるお客様、通行人、付近の住民などを指します。</p>	<p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等) ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。</p> <p>② 万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続き、また既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>④ 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法 ・上記(1)①の損害賠償金は、その額から免責金額を控除して支払限度額を限度にお支払いします。自動車特約(基本)・受託者特約については、それぞれ、支払限度額の内枠で、対象自動車・受託物の時価額が限度となります。 ・上記(1)②～⑤の費用については、実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用について損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。 ※自動車特約(使用不能損害担保特約条項)については、所定の期間内に生じた損害額に対して支払限度額を限度にお支払いいたします。</p> <p>●お支払いについて</p> <p>(1) 他人の身体の障害または財物の損壊等の所定の事由について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のみを補償します。 また、自動車特約、受託者特約において、法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は時価額を限度とします。</p> <p>(2) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。))がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。</p> <p>(3) 生産物特約、自動車特約、受託者特約には、保険期間中通算での支払限度額が設定されています。追加保険料をお支払いいただくことにより、限度額を事故発生前の金額まで復元することができますので、出光保険サービスまでお問い合わせください。</p>	<p>(1) 全ての特約に共通のもの</p> <p>① お客様から預かった自動車で事故を起こした場合の、他人の身体や財物への損害(基本種目の自動車特約で補償されるのは、預かった自動車そのものの損害のみとなります。他人の身体や財物に対する損害は選択種目1の受託自動車保険で対象となります。)</p> <p>② 法律で定められた責任以上に重い責任を負担することに伴う損害(道義上の見舞金。迷惑料、過剰な修理、法律を上回る重い責任を課した契約 等)</p> <p>③ SS業務以外の業務に関する事故(中古車販売業務等。ただし認証工場業務、指定工場業務、移動販売業務、併設ショップにおける商品提供・販売業務は選択種目3・4で補償の対象となります。)</p> <p>④ 灯油、重油などの配達時に行なう暖房器具、配管などの修理、点検作業に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>⑥ 排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑧ 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議</p> <p>⑨ 使用人の業務従事者の身体障害(死亡・傷害・疾病など)に起因する賠償責任</p> <p>⑩ 地震、噴火、洪水、津波または高潮(ただし、台風などによる風災で生じた事故については、法律上の損害賠償責任が発生する場合は保険金お支払いの対象となりますので、ご相談ください。)</p> <p>⑪ 核燃料物質、核原料物質などの有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害</p> <p>⑫ サイバー攻撃</p> <p>(2) 施設特約に固有のもの</p> <p>① SS施設の新築、修理、改造または取り壊しなどの工事に起因する損害</p> <p>② 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における車両・船(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、動物の所有、使用または管理に起因する損害</p> <p>③ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。))の発がん性その他の有害な特性に起因する損害</p> <p>④ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出に起因する損害・汚染浄化費用(ただし、賠償責任について、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。))または廃棄物の不法投棄・不適正な処理</p> <p>⑤ 石油物質がSS施設から海や河川などの公共水域に流出した場合に、水の汚染によって発生した他人の財物の損壊または漁獲高の減少、漁獲物の品質低下に起因する損害および処理費用(これらの損害については、選択種目8油濁賠償責任保険で対象となる場合があります。)</p> <p>(3) 生産物特約に固有のもの</p> <p>① 販売した生産物(石油製品、自動車部品など)に欠陥があったときの、生産物そのものの損壊・使用不能について賠償責任を負うことによる損害</p> <p>② SS業務の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた(加えられるべきだった)財物の損壊・使用不能について賠償責任を負うことによる損害</p> <p>(例) エンジンオイルエレメントを交換した際、エレメントの締め付け不良のためにオイル漏れとなりエンジンが焼き付いた場合の、エレメント代とオイル代</p> <p>③ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。))の発がん性その他の有害な特性に起因する損害</p> <p>④ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出に起因する損害・汚染浄化費用(ただし、賠償責任について、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。))または廃棄物の不法投棄・不適正な処理</p> <p>(4) 自動車特約(使用不能損害担保特約条項を含む)に固有のもの</p> <p>① 預け主に引き渡した後に発見された対象自動車の損壊もしくは紛失または盗取・詐取等の事故(*2)</p> <p>② 修理、点検もしくは加工に関する技術の拙劣または仕上不良による対象自動車に生じた事故(*2) (ただし、これらの事由により火災もしくは爆発が発生した場合の損壊は除きます。)</p> <p>③ 対象自動車以外の預かり物の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(*2) (Aプラン、Cプランの場合は、受託者特約でお支払い対象となります。(*3)) (*3) お支払いの対象とならない物も有りますので、下記(5)受託者特約に固有のものをご参照ください。詳細は保険約款によります。</p> <p>④ SS業務以外の業務に関して預かった車両の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(*2) (選択種目でお支払い対象となるものがあります。)</p> <p>⑤ 代車費用のうち、お客様や修理工場の個別事情で加重された費用</p> <p>⑥ 保険契約者または被保険者が行い、または加担した対象自動車の盗取・詐取に起因する損害</p> <p>⑦ 記名被保険者の使用人が所有する対象自動車の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(*2) (ただし、その使用人が対象自動車を管理している間に生じた事故に限り、)</p> <p>⑧ 次の者が対象自動車を運転している間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たない者 イ. 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ・シンナー等を使用した状態の者 ウ. 酒気を帯びた者(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態の者をいいます。)</p> <p>⑨ 対象自動車の時価を超える損害賠償金(使用不能損害担保特約条項部分を除く)</p> <p>⑩ 記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車または原動機付自転車(他人に使用させる目的の物を除きます。))およびこれらの車両の付属品に生じた事故</p> <p>⑪ 対象自動車に定着されていないカーナビ・ETC車載器・ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた事故の単独損害(対象自動車の他の部分と同時にまたは火災・爆発によって発生した場合を除きます。) (*2) 事故の定義は以下の通りです。 対象自動車を損壊(滅失・破損・汚損)、紛失もしくは盗取、詐取されること、または対象自動車の損壊を伴わずに、自動車・原動機付自転車の運行に関連するデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を滅失・破損することをいいます。</p> <p>(5) 受託者特約に固有のもの</p> <p>① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勳章、印章、稿本、設計書、ひな型、動物、植物、土地およびその定着物その他これらに類する受託物、および積載物に該当しない自動車・原動機付自転車等の車両の損壊、紛失または盗取・詐取</p> <p>② 預け主に引き渡した後に発見された受託物の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する損害</p> <p>③ 受託物の性質による蒸れ・かび・変色・さび・汗ぬれ・腐敗、自然の消耗、ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の現象による損害、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊</p> <p>④ 保険契約者または被保険者が行い、または加担した盗取・詐取</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊・紛失・盗取・詐取</p> <p>⑥ 受託物の使用不能、受託物の時価を超える損害賠償金</p>

保険金をお支払いする場合

この保険は、以下のような事故によって、SS敷地内の以下の **保険の対象** が損害を受けた場合に補償します。

- ①火災、爆発、落雷などによる損害
- ②車両などの衝突による破損
- ③台風、強風、洪水、高潮などの風水害による損害
- ④盗難、いたずらなどによる損害
- ⑤その他不測かつ突発的な事故

※上記に該当する場合でも、約款の「保険金を支払わない場合」に該当する場合は保険金をお支払いしません。

※損害発生、拡大の原因が給油所スタッフ以外の第三者にあり、その第三者が判明している場合は損害賠償の請求をしていただくこととなります。

保険の対象

SSの所有、または出光興産から貸与された以下のものに限定。

機器	計量機、タッチパネル、釣銭機、油面計、POS機器一式(付属する専用回線を含みます)、コンプレッサー、オートリフト、ガレージジャッキ、チェンジャー類全般(例:オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ATFチェンジャー、LLCチェンジャー、ブレーキフルードチェンジャー等)、車内掃除機、洗車機(手洗い洗車機、e-洗車機ブース)、充電器、ホイールバルンサー、オイルサービスセット、高圧洗浄機、発電機、チェンナップテスター、LLCクリーニング機、エアータワー、アイランドサービスユニット
什器・備品	水銀灯・照明器具、サインポール、警備機器一式(監視カメラおよびドライブユニットを含みます)、ドラムキャビネット、オイルキャビネット、オイルショーケース、給気塔、給水塔、排気塔、屋外照明用機器(キャンピーの内側に取り付けられた照明用機器を含みます)、ネオンサイン・看板類(ただし、【SPツールカタログ】掲載のもの、出光興産取り扱いブランドのロゴ、各種マークが印字されているものに限り)

保険の対象とならない主なものは以下の通りです。

門型洗車機(*1)・連続洗車機・コイン洗車機(*2)、自動販売機、ジュークボックス、レジスター等の現金保管機器(*3)、リース物件(*4)、併設ショップ業務に使用する什器備品、現金、有価証券、上記「保険の対象」となる什器備品以外の業務用什器・備品・商品ケース、工具類、防火壁、キャンピー、基礎工事部分、商品、第三者の所有物

(現金、商品等の盗難については、盗難補償の補償対象となる場合があります。詳しくはP26～P27盗難補償をご覧ください。)

(*1)セルフプラン・エコノミー(セルフ)プランにご加入の場合は、保険の対象となります。

(*2)選択種目9で補償の対象となります。

(*3)現金保管機器の盗難による損害の場合は、盗難補償で補償対象となります。詳しくはP26～P27盗難補償をご覧ください。

(*4)リース物件に関する事故はこの保険の補償対象となりませんのでリース会社に報告してください。

ただし、リース期間が終了した再リース物件の場合で、他に保険がない場合は、保険の対象に含まれます。その場合は、規定損害金の額を基準に損害の額を決定します。

お支払いする保険金、お支払い方法

(1) 次のような保険金や諸費用をお支払いします。

①損害保険金

保険の対象について発生した損害について保険金をお支払いします。お支払いする損害保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。(全損の場合)保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。(分損の場合)通常の修繕費の額を損害額とし、免責金額を控除してお支払いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。

※修繕費には部品の交換費、分解・組立費、給油計量機の検定費などが含まれます。そのうち、検定費については、新検定期間(前回の検定から今回の検定までの期間)に対する未経過検定期間の割合をもってお支払いします。なお、消防署等監督官庁に対する申請手続き等に要する費用はお支払いしません。

※保険価額は保険の対象ごとに次の金額のことをいいます。

- ・再リース物件の場合: 損害が生じた時における保険の対象にかかる規定損失金(規定損害金)の額
 - ・上記以外の場合: 損害の生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額
- 給油計量機の保険価額には次の算式に従い給油計量機の検定にかかわる費用も含まれます。

保険価額に含まれる検定費＝

$$\text{既往直近の検定費} \times \frac{\text{事故発生時から次回検定までの期間}}{\text{既往直近の検定から次回検定までの期間}}$$

②残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害保険金の10%を限度として実費をお支払いします。残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。

③損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合(水災による損害を除きます)に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで、必要または有益であったものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。

④権利保全費用

引受保険会社が保険金をお支払いすると引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

(2) 免責金額

1事故につき5千円

(ただし、1回の事故によって生じた損害の額が保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額以上になった場合は免責金額の適用はありません。)

●お支払いについて

(1) この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。

(2) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(3) 保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。

保険金をお支払いしない主な場合

① 契約者・被保険者またはそれら以外の保険金を受け取るべき者(これらの者の法定代理人を含みます。)の故意、もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害

② 戦争、その他類似の事変または暴動に起因する損害

③ 地震、噴火、またはこれらによる津波による損害(*1)

④ 計量機などの機器・什器・備品の基礎工事部分の損害

⑤ 自然の消耗、さび、かび、変質、変色などによってその部分に生じた損害

⑥ 保険の対象のかしによって生じた損害

⑦ 電氣的事故、機械的事故に起因する損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)

⑧ 修理、清掃等の作業上の過失、または技術の拙劣に起因する損害(火災 または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)

⑨ 単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさないもの(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)

⑩ 真空管、ブラウン管、電球などの管球類のみに生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)

⑪ サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合

・保険契約者または被保険者が個人(個人事業主を除きます。)の場合

等

(*1) 地震・噴火またはこれらによる津波による損害については、選択種目6で補償を追加できます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>盗難補償 基本種目7 (商品等の盗難を補償する動産総合保険(盗難のみ担保特約付))</p> <p>この保険は、以下の保険の対象が盗難に遭った場合の損害を補償するものです。 ※盗難とは、「外部より不法に侵入した強盗もしくは窃盗またはこれらの未遂」のことを指し、万引き、入れ逃げ、横領、紛失、詐欺、受渡の誤りなどは含まれません。 ※盗難によって、以下の保険の対象に生じた損傷、汚損などの損害も補償の対象となります。(ただし、盗難のために生じた火災・爆発による損害は対象外となります。)</p> <p>保険の対象</p> <p>(1) SS敷地内(*1)のSS建物内またはSS敷地内(*1)に所在するまいどカード入金機および計量機内に、保管されている現金・小切手等(*2)のうちSS所有者等が所有するもの(SS敷地内にはない本社等事務所内の現金・小切手等は対象外となります。)ただし、帳簿等により損害額が明確に証明されない場合にはお支払いができない場合があります。</p> <p>①まいどカード入金機および計量機内に保管される現金・小切手等は、SSの営業時間中に現金を専ら保管することを目的とする施設ができる部分に保管されているものに限り、</p> <p>②他人から預かったものは除きます。(ただし、出光興産に属する売上金、自動車重量税、保険料などSSで行なわれる業務に関連して第三者への支払いまでの間に顧客から一時的に預かった現金・小切手は対象となります。)</p> <p>(2) SS敷地内(*1)に所在する現金・小切手等(*2)を保管するための金庫(耐火定置式の金庫または手提げ金庫等可動式の金庫)、レジスター、プリペイドカード発券機</p> <p>(3) SS敷地内(*1)に所在する販売用商品</p> <p>①受託商品を含みます。</p> <p>②開封した容器に入っている石油類などは除きます。</p> <p>(*1)併設ショップ内に保管・設置されている物は、保険の対象に含まれません。 (*2)現金・小切手等とは以下のものに限り、</p> <p>現金(外国通貨を含み、古銭類を含まない貨紙幣をいいます。)、小切手(SS所有者等自身が振り出した小切手を含みません。)、出光プリペイドカード、テレホンカード、クオカード、まいどカードポイントプレゼント用図書券またはSSにて、利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券</p>	<p>(1) 次のような保険金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 損害保険金 保険の対象について盗難により発生した損害について保険金をお支払いします。 保険の対象の保険価額を基準に損害額を計算します。 お支払いする保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。 (全損の場合) 保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。 (分損の場合) 通常の修繕費の額を損害額としてお支払いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。 ※保険価額は販売用商品の場合は損害の生じた地および時における保険の対象の価額または商品原価のいずれか低い額のことをいい、販売用商品以外のもの場合は損害の生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。</p> <p>② 防盜機能回復費用 保険の対象に記載された動産を収容するサービスステーション敷地内に所在する建物のドア・ガラス・これに付随する窓枠、ドア枠、鍵、またはとってが盗難によって損害を受けた場合にその部位の防犯機能を回復するために必要な修復費用を損害額に含めてお支払いします。</p> <p>③ 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要かつ有益な費用を損害額に含めてお支払いします。</p> <p>④ 損害拡大防止費用 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち、必要または有益であったものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。</p> <p>⑤ 権利保全費用 引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。</p> <p>(2) 免責金額 設定はありません。</p> <p>● お支払いについて</p> <p>(1) この保険契約と重複する保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)が他にある場合には、他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合に、その超過部分についてお支払いします。ただし、選択種目5の補償にご加入される場合は、選択種目5より本保険が優先されます。</p> <p>(2) 保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価額)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。</p>	<p>(1) 保険の対象以外に生じた損害 例えば、以下のものは「保険の対象」には含まれません。 有価証券(1. 保険金をお支払いする場合保険の対象(1)(*2)に掲げる小切手等は保険の対象に含まれます。)、高速道路回数券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、美術品、設計書 等 従業員個人の所有物 等</p> <p>(2) SS敷地内以外にある現金・小切手等の盗難(SSとは別敷地内の本社建物内保管中、集金中、銀行への輸送中 等 ただし、選択種目5で補償をご用意しています。)による損害</p> <p>(3) SSの従業員などが行なった、または加担した盗難による損害</p> <p>(4) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、法令違反による損害</p> <p>(5) 戦争、暴動、内乱などの際に生じた盗難による損害</p> <p>(6) 地震、津波などの際に生じた盗難による損害</p> <p>(7) 現金・小切手等が営業時間外に金庫(手提げ金庫を除きます)、POSレジ、施設された建物内に収容されていた手提げ金庫またはプリペイドカード発券機に保管されていなかった場合 等</p>
<p>ガラス補償 基本種目8 (ガラスを保険の対象とする動産総合保険(サービスステーション特約(建物設置ガラス用付))</p> <p>この保険は、以下の保険の対象となるガラスが不測かつ突発的な事故により破損した場合に保険金をお支払いします。 (詳細については約款をご覧ください。)</p> <p>※ただし、原因が給油所スタッフ以外の第三者にあり、その第三者の身元が判明している場合は損害賠償の請求をしていただくこととなります。</p> <p>保険の対象</p> <p>(1) SS建物1階および2階の外窓ガラス(オートリフト室面のガラスを含みます。)、外面ドアガラス(文字入れ費用、ガラス取付費用も補償の対象となります。)</p> <p>※併設ショップ内ガラスは補償の対象外となります。</p> <p>(2) 保険の対象であるガラスに付随する窓枠・ドア枠・かざり・とって(ただし、ガラスが損傷を受けた場合に限り。)</p>	<p>(1) 次のような保険金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 損害保険金 保険の対象について発生した損害について損害保険金をお支払いします。 1枚あたりの損害保険金の額はご加入タイプごとに設定されている限度額が限度となり、お支払いする損害保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。 (全損の場合) 保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。 (分損の場合) 通常の修繕費の額を損害額としてお支払いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。 ※保険価額は保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。ただし、次の場合には、時価支払額(新価保険特約が付帯されないものとして算出した損害保険金の額をいいます。以下同様とします。)によって保険金をお支払いします。ア. 復旧するために実際に要した額が時価支払額より低い場合 イ. 損害が生じた日から2年以内に復旧を行わない場合 ウ. 再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合</p> <p>② 臨時費用保険金(*1) 損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>③ 残存物取片づけ費用保険金(*1) 損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。ただし、損害保険金の10%を限度とします。</p> <p>④ 損害拡大防止費用 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち、必要または有益であったものを保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価額)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。</p> <p>⑤ 権利保全費用 引受保険会社が保険金の支払いと引き換えに取得する保険の対象について被保険者が第三者に対して有する債権の保全または行使のために必要な費用の実額をお支払いします。 (*1) ②臨時費用保険金と③残存物取片づけ費用保険金と①損害保険金との合計が保険金額を超過する場合にもお支払いします。</p> <p>(2) 免責金額 設定はありません。</p> <p>● お支払いについて</p> <p>(1) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: ・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: ・損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 <p>※P29盗難補償の「防盜機能回復費用」と重複する場合はこちらの保険でのお支払いを優先します。</p> <p>(2) 保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。</p>	<p>(1) 保険の対象以外に生じた損害 (外面ガラスに当たらない建物の室内のガラス 等)</p> <p>(2) 火災による損害</p> <p>(3) 地震・噴火またはこれらによる津波・洪水などの水災によって生じた損害(風災による事故はお支払い対象となります。)</p> <p>(4) 戦争、暴動、内乱によって生じた損害</p> <p>(5) 契約者、被保険者、それら以外の保険金を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 等</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合					
<p>■ 企業財産包括保険 基本種目9</p> <p>この保険は、火災などの事故により給油計量機が損傷を受け、復旧期間中に代替計量機を使用した場合に発生した通常要する追加費用や、SS敷地内の建物および設備などが損傷を受けSSが休業または営業を阻害されたために生じた利益損失に対して休業見舞金をお支払いします。</p>	<p>(1) 次のような保険金や諸費用をお支払いします</p> <p>① 代替計量機費用</p> <p>保険金をお支払いする場合に記載の事故により給油計量機(リース物件も含む)が損傷を受け、復旧期間内に代替計量機を使用した場合、必要となった代替計量機の賃借料、運賃、取り付け、取り外し費用等代替計量機借入れに伴って発生する通常要する費用を以下の金額を限度にお支払いします。(あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイドタイプ 50万円(保険期間中支払限度額) ・スタンダードタイプ 30万円(保険期間中支払限度額) <p>注1 (限度額について) 上記の限度額は保険期間中通算での限度額です。</p> <p>注2 (賃借期間について) お支払い保険金算定の際の賃借期間については、損傷した給油計量機の復旧期間内とします。復旧期間とは、事故が発生した時から損害を受けた給油計量機が復旧された時までをいいます。ただし、事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、12ヶ月をこえないものとします。</p> <p>注3 (免責日数について) 風災、雹災、雪災、水災によって損害が生じた場合は、事故発生日を含む3日間に生じた費用は保険金お支払い対象となりません。</p> <p>注4 損害発生直前の状態に復旧するために要する費用は支払いません。(動産総合保険・基本種目6で対象となる場合があります。)</p> <p>② 休業見舞金</p> <p>保険金をお支払いする場合に記載の事故により、保険の対象が損害を受け、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して1回の事故につき、次の①および②の合計額を損害保険金として支払います。</p> <table border="1" data-bbox="430 674 1448 747"> <tr> <td>① 1日あたりの見舞金に復旧期間内の休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた額を限度とします。</td> </tr> <tr> <td>② 休業日数短縮費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。</td> </tr> </table> <p>1日あたりの見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイドタイプ 80,000円 ・スタンダードタイプ 55,000円 <p>注1 (休業日数) 休業日数とは、復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。以下同様とします。)をいいます。ただし、一部休業の場合は、売上減少高等を考慮して公正に休業日数の調整を行うものとします。なお、休業日数は、1回の事故につき30日を限度とします。</p> <p>注2 (免責日数) 風災、雹災、雪災、水災によって損害が生じた場合は、事故発生日を含む3日間は保険金お支払い対象となりません。</p> <p>③ 請求権の保全・行使手続費用保険金 代替計量機費用または休業見舞金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします(実費をお支払いします。)</p> <p>④ 損害拡大防止費用保険金 火災・落雷・破裂または爆発による事故が生じ休業見舞金をお支払いする場合で、規定の損害保険金が支払われるときに、被保険者がその事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、保険金額に365を乗じた額から規定の損害保険金の額を差し引いた額を限度に損害拡大防止費用保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="430 1052 1448 1136"> <tr> <td>① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用</td> </tr> <tr> <td>② 消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用</td> </tr> <tr> <td>③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)</td> </tr> </table> <p>(*1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。 (*2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。</p> <p>⑤ 安定化処置費用保険金(安定化処置費用補償特約) 保険の対象(fを除く)のうち被保険者が所有するものが、保険金をお支払いする場合の事故により被災した場合に、さびや腐食などによる損害の発生または拡大を防止するためにベルフォア社が実施した必要または有益な「安定化処置」の費用を、1事故あたり5,000万円を限度にお支払いします。</p> <p>注1 (安定化処置) さびや腐食の進行を防止するための処置または落下物からの衝撃に対する保護処置などの現状を安定化するための処置をいいます。 (ご注意) 「安定化処置費用補償特約」は、被災時にベルフォア社のサービスを必ずご提供することをお約束するものではありません。また、広域災害発生時等には、ベルフォア社のサービスがすべての利用者に迅速にご提供できない場合があります。</p> <p>保険の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 加入依頼書記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分 加入依頼書記載の敷地内に所在する、被保険者が占有する物 加入依頼書記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 a.またはc.に規定するものに隣接するアーケード(屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。以下d.において同様とします。)またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 a.またはc.に規定するものへ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物 a.およびc.と配管または配線により接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの <p>保険金をお支払いする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両(その積載物を含みます。)の衝突・接触 火災、破裂・爆発 落雷 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下 台風・せん風・暴風などの風災、雹災 雪崩などの雪災 台風・暴風雨・豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなどの水災 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。) 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為(ただし、被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為を含みません。) <p>● お支払いについて この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。</p>	① 1日あたりの見舞金に復旧期間内の休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた額を限度とします。	② 休業日数短縮費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。	① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用	② 消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用	③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)	<p>(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意、重過失、法令違反より生じた損失および代替計量機費用</p> <p>(2) 戦争、革命、内乱などによる損失および代替計量機費用</p> <p>(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損失および代替計量機費用</p> <p>(4) 法令などの規制による損失および代替計量機費用</p> <p>(5) 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業によって生じた損失および代替計量機費用</p> <p>(6) 保険の対象が自然発熱によって生じた損失および代替計量機費用</p> <p>(7) サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害により生じた損失および代替計量機費用(サイバー攻撃によって、保険の対象に記載のa～eについて火災、破裂・爆発が生じた場合を除きます。)</p> <p style="text-align: right;">等</p>
① 1日あたりの見舞金に復旧期間内の休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた額を限度とします。							
② 休業日数短縮費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。							
① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用							
② 消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用							
③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)							

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合				
<p>■ 選択種目1 受託自動車保険</p> <p>サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険(サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等幹旋補償特約セット)</p> <p>SSでお客様から給油、洗車、軽整備等のSS業務のために、自動車を預かったときから(車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)、SS業務を終了しお客様に引き渡すまでの間に生じた対人賠償損害、対物賠償損害、および自損事故傷害を補償します。</p> <p>なお、認証工場・指定工場での車両整備業務等のために預かった自動車での事故による対人賠償損害、対物賠償損害、自損事故傷害はこの保険ではお支払いの対象とならないため、ご注意ください。(これらの業務については、選択種目2で補償をご用意しています。)</p>	<p>(1) 次のような保険金や諸費用をお支払いします</p> <p>① 対人賠償責任保険 給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)の使用・管理に起因した事故で歩行者や他の車の搭乗者などを死傷させて法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険等の強制保険で支払われる金額を超過する部分について、相手方1名あたりご加入の保険金額の範囲内で保険金(*1)をお支払いします。 (*1) 保険金には、損害賠償金の他、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、緊急措置費用を含みます。 その他、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。また、被害者が死亡した場合は、対人臨時費用保険金(相手方1名につき、15万円)をお支払いします。</p> <p>② 対物賠償責任保険 給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)の使用・管理に起因した事故で他人の財物(自動車、家屋、電柱など)を損壊したり、線路に立入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負担する場合、免責金額を上回る金額について保険金額の範囲内で保険金(*2)をお支払いします。 (*2) 保険金には、損害賠償金の他、落下物取り片づけ費用、原因者負担金、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、緊急措置費用を含みます。また、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。 相手方の車の時価額を超える修理費については、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いいたします(1事故につき相手方の車1台あたり50万円限度)。 ※損害が発生が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。</p> <p>注1 (対人事故で被害者が複数の場合) 1回の事故で複数の被害者が発生した場合でも1事故あたりの保険金額の設定はありません。</p> <p>注2 (保険期間中通算限度額について) 保険期間中の通算限度額の設定はありません。</p> <p>③ 自損事故傷害特約 給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)の自動車損害賠償保障法上の所有者・運転者または乗車中の方が自損事故等により死傷された場合で自賠責保険等の請求権が発生しないときに保険金をお支払いします。詳細は約款をご確認ください。</p> <p>(2) 免責金額</p> <p>① 対人賠償責任保険: 設定はありません。 ② 対物賠償責任保険: 詳しくはP17をご参照ください。 ③ 自損事故傷害特約: 設定はありません。</p> <p>● お支払いについて 事故発生時の留意点 ご請求の際、事故証明が必要となりますので、必ず警察への届出を行なってください。</p> <p>自賠責保険(強制保険)との関係 対人賠償事故の場合には、一般の自動車保険と同様に自賠責保険等の強制保険が最初に適用されます。 従って、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、自賠責保険等の強制保険で超過する損害をこの保険でお支払いすることになります。 なお自賠責保険等の強制保険は任意保険と違って、事故の有無によって更新時の保険料が変動するということはありません。 この保険の被保険者(保険の補償を受けられる方)は次のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="765 1829 1448 1976"> <tr> <td data-bbox="765 1829 952 1898">対人賠償責任保険 対物賠償責任保険</td> <td data-bbox="952 1829 1448 1898">1. 加入依頼書に記載の給油業者(記名被保険者といひます。)およびその使用人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="765 1898 952 1976">自損事故傷害特約</td> <td data-bbox="952 1898 1448 1976">1. この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償保障法上の所有者・運転者および乗車中の方</td> </tr> </table>	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	1. 加入依頼書に記載の給油業者(記名被保険者といひます。)およびその使用人	自損事故傷害特約	1. この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償保障法上の所有者・運転者および乗車中の方	<p>① 預かった車以外の自動車による事故 ② 預かった車で仕事中の同僚を死傷させた場合 ③ 預かった車で他のお客様から預かった車に損害を与えた場合(基本種目 賠償責任保険自動車特約で対象となります。) ④ 自社のSSの建物、計量機、リフトなどに損害を与えた場合 ⑤ 他人から借りている機械設備などに損害を与えた場合 ⑥ 認証工場資格、指定工場資格に伴う整備作業のために預かった車で起こした事故(選択種目2で対象とできます。) ⑦ 法律上の賠償責任を超える損害 ⑧ 通常の給油、洗車、軽整備等のSS業務の過程(車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)を著しく逸脱した用途に使用されている間の事故による損害または傷害 ⑨ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ⑩ ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害 ⑪ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害 ⑫ 台風、洪水または高潮によって生じた損害 等</p>
対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	1. 加入依頼書に記載の給油業者(記名被保険者といひます。)およびその使用人					
自損事故傷害特約	1. この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償保障法上の所有者・運転者および乗車中の方					

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■ 選択種目2 認証工場・指定工場・移動鋳金向け保険</p> <p>施設賠償責任保険(以下施設特約という)、生産物賠償責任保険(以下生産物特約という)、整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険(以下整備受託自動車特約という)、自動車管理責任賠償責任保険(以下管理責任特約という)、使用不能損害担保特約付帯(以下使用不能損害担保特約という)</p> <p>以下の事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害と自損事故傷害を補償します。なお、他人の身体の障害や財物の損壊などの所定の事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 認証工場・指定工場の施設の不備、認証工場・指定工場業務(注1)・移動鋳金業務(注2)の遂行に起因して他人の身体・生命を害したり財物を損壊した場合の補償(賠償責任保険施設特約)</p> <p>(2) 認証工場・指定工場・移動鋳金業務の遂行に伴い、販売・提供・供給される財物や、認証工場・指定工場・移動鋳金業務の結果に起因して、仕事の終了・引渡し後に日本国内において他人の身体・生命を害したり財物を損壊した場合(賠償責任保険生産物特約)</p> <p>(3) 認証工場・指定工場・移動鋳金業務での作業のために預かった対象自動車を管理中(*1)に損壊・紛失または盗取・詐取されたことにより対象自動車の正当な権利者に対する損害賠償責任を負担した場合や、それに伴い代車等使用不能損害(*2)が発生した場合(賠償責任保険自動車特約)</p> <p>(4) 認証工場・指定工場・移動鋳金での作業のために預かった車の使用・管理に起因し、第三者の身体を害したり財物を損壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合や、自損事故等により死傷された場合の補償(整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険)</p> <p>(注1) 認証工場・指定工場業務とは SS敷地内で実施される認証工場資格または指定工場資格による車両整備業務(車検のため陸運局などへの自動車持ち込み、持ち帰り業務を含みます。ただし、鋳金・塗装業務、認証工場資格または指定工場資格の範囲を超える分解整備(注3)などの修理業務は含みません。また、認証工場においては、指定整備工場で行なわれる業務も含みません。) この保険の対象となるのは、SS敷地内にある認証工場・指定工場に限られます。 従って、SS敷地外にある認証工場・指定工場に関する各種保険については個別に出光保険サービスまでご相談ください。</p> <p>(注2) 移動鋳金業務とは 被保険者が他のSS施設にて実施する鋳金塗装業務。 移動鋳金業務については、実施施設ではなく実施使用人が所属するSS施設の保険で補償対象となります。</p> <p>(注3) 分解整備とは [分解整備に該当するかどうかは、特定給油所技術委員会が国土交通省の確認のもとに作成した以下の定義に準拠します。] 1. 原動機を取りはずして行なう自動車の整備又は改造 2. 動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取りはずして行なう自動車の整備又は改造 3. フロント・アクスル(独立懸架装置を含む。)又はリア・アクスル・シャフトを取りはずして行なう自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造 4. かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、パワー・ステアリング装置又はかじ取りホークを取りはずして行なう自動車の整備又は改造 5. 制動装置のマスタ・シリング、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ、チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取りはずし、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取りはずして行なう自動車の整備又は改造 6. 緩衝装置のシャンばね、スタビライザ、トルク・ロッド又はショック・アブソーバを取りはずして行なう自動車の整備又は改造 7. 牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置を取りはずして行なう自動車の整備又は改造</p> <p>出典元:平成12年度版「自動車整備関係法令と解説」</p> <p>(*1) SS施設内で管理中の事故のほか、認証工場・指定工場・移動鋳金業務の遂行の通常過程として一時的にSS施設外で管理されている間をいいます。</p> <p>(*2) 使用不能損害担保特約条項により、記名被保険者が対象自動車を管理中に損壊または紛失し、当該自動車の使用不能による損害が発生した場合もお支払いの対象となります。ただし、使用不能が発生した日からその日を含めて4日目以降30日目までの期間内に生じたものに限り、なお、被害者が事故発生を知らなかった期間に発生していた使用不能損害は補償対象とはなりません。(盗取・詐取により発生した使用不能損害については、主契約の対象となります。)</p>	<p>賠償責任保険・整備受託自動車保険のお支払いする保険金、お支払い方法の詳細については、基本種目(施設特約、生産物特約、自動車特約)・選択種目1のお支払いする保険金・お支払い方法(P24およびP32)をご参照ください。〔給油、洗車、軽整備等のSS業務〕は「認証工場・指定工場・移動鋳金業務」に読み替え、「車検代行・整備等の幹旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。」を削除します。(P32、P33)</p> <p>●お支払いについて</p> <p>(1) 基本種目の賠償責任保険および選択種目1(受託自動車保険)と同様に、相手に与えた損害に関する法律上の損害賠償責任の範囲内での損害額のみが対象となります。 他人の身体の障害または財物の損壊などについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。そのため、一般的に、法律上の賠償責任として認められていない、対物事故における慰謝料(見舞金・迷惑料など)や過剰な修理代などはお支払いの対象となりません。また、自動車特約において、法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は時価額を限度とします。</p> <p>(2) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>① 受託自動車保険以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 <p>② 受託自動車保険の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表では「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合: 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われる、または支払われた場合は次の額: ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*) イ. ア.の規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険金、自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*) ウ. ア.イ.の損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。</p>	<p>基本種目の賠償責任保険(施設特約、生産物特約、自動車特約)および選択種目1(受託自動車保険)に準じた内容となっており、保険金をお支払いしない主な場合は、それぞれの保険の内容に準じます。当該保険種目の該当ページ(P24およびP33)をご覧ください。〔給油、洗車、軽整備等のSS業務〕は「認証工場・指定工場・移動鋳金業務」に読み替え、「車検代行・整備等の幹旋・取次ぎのために受託して輸送中の場合を含みます。」を削除します。(P32、P33)</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■ 選択種目3 施設賠償責任保険(以下施設特約という。)、生産物賠償責任保険(以下生産物特約という。)、動産総合保険、盗難補償、ガラス補償</p> <p>併設ショップ向け保険</p> <p>基本種目では対象とならない併設ショップ(*)での業務に関する事故を補償します。なお、他人の身体の障害や財物の損壊が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り保険金をお支払いします。 (*) サービスステーション敷地内に所在し、SS所有者等が所有または運営する店舗をいいます。</p> <p>(1) 併設ショップの施設や、併設ショップの商品提供・販売業務の遂行に起因して他人の身体・生命を害したり財物を損壊し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 [賠償責任保険 施設特約(Aタイプ、Bタイプに付帯)]</p> <p>(2) 併設ショップで販売・提供・供給される財物や、併設ショップの商品提供・販売業務の結果に起因して、仕事の終了・引渡し後に他人の身体・生命を害したり財物を損壊し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 [賠償責任保険 生産物特約(Aタイプ、Bタイプに付帯)]</p> <p>(3) 併設ショップ内の機器(*1) および併設ショップの業務に使用する什器・備品(*1) が不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合 [動産総合保険(Aタイプのみ)に付帯]</p> <p>(4) 併設ショップ内の現金・小切手類(*2)、販売用商品、現金等保管用什器(*3) の盗難 [盗難補償(Aタイプのみ)に付帯]</p> <p>(5) 併設ショップ内のガラスが不測かつ突発的な事故により損傷を受けた場合の補償。ガラスに付属する窓枠・ドア枠・鍵・取っ手の損害も上記ガラスが損傷を受けた場合補償されます。 [ガラス補償(Aタイプのみ)に付帯]</p> <p>(*1) リース物件は含まれません。 (*2) 「現金・小切手類」とはSS所有者等が所有する以下のものに限ります。 現金(外国通貨を含み、古銭類を含まない貨紙幣をいいます。)、小切手(SS所有者等自身が振り出したもの、SS所有者等以外の者に向けて振り出されたものを含みません。)、出光プリペイドカード、テレホンカード、クオカード、まいどカードポイントプレゼント用図書券、地域振興券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード。 (*3) 「現金等保管用什器」とは現金・小切手類を保管する為の金庫(耐火定置式の金庫または手提げ金庫等可動式の金庫をいいます。)、レジスター、プリペイドカード発券機のことをいいます。</p> <p>※盗難補償の場合のご注意 保険の対象の現金・小切手類が併設ショップ内に保管されている場合において、その保管場所の営業時間外にこれらの物が、金庫(手提げ金庫を除きます。)、POSレジ、施錠された保管場所に収容されていた手提げ金庫またはプリペイドカード発券機に保管されていなかった場合には、営業時間外に発生したこれらの物の損害に対しては保険金を支払いません。</p>	<p>(1) 基本種目の該当保険種目の加入内容と同一の支払限度額(保険金額)・免責金額(ただし、盗難補償・ガラス補償に関しては5千円)が適用されます。</p> <p>(2) お支払い方法等の詳細については、以下の部分をご確認ください。(ただし、盗難補償・基本種目部分でお支払いする「防盜機能回復費用」はお支払いする保険金に含みません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 基本種目1~5(P24) ・動産総合保険 基本種目6(P27) ・盗難補償 基本種目7(P29) ・ガラス補償 基本種目8(P29) <p>の各「お支払いする保険金・お支払い方法(1)(2)」</p> <p>※その他、詳細は約款にてご確認ください。</p> <p>●お支払いについて</p> <p>(1) 盗難補償以外 この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 <p>(2) 盗難補償の場合 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合には、他の保険契約による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合に、その超過部分についてお支払いします。</p>	<p>以下の部分をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 基本種目1~5(1)(2)(3)(P25) ・動産総合保険 基本種目6(P27) ・盗難補償 基本種目7(P29) ・ガラス補償 基本種目8(P29) <p>の各「保険金をお支払いしない主な場合」</p>
<p>■ 選択種目4 自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償</p> <p>基本種目の賠償責任保険(自動車特約)の補償限度額(支払限度額)を引き上げます。 ただし、損壊・紛失による、代車などの使用不能損害についての上乗せはありません(選択種目10で対象とできます。)</p>	<p>該当保険種目の基本種目部分をご確認ください。</p> <p>●お支払いについて 損害の額が基本補償の自動車管理者賠償責任保険により支払われるべき保険金とその免責金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対して上乗せ額を限度として保険金が支払われます。</p>	<p>該当保険種目の約款をご確認ください。</p>

	<p style="text-align: center;">保険金をお支払いする場合</p>							
<p>■ 選択種目5 動産総合保険 上乘せ補償</p> <p>基本種目の盗難補償における商品・現金等の補償を次のように拡大します。 (1) 盗難事故の際の保険金額の引き上げ (2) 手形(SS所有者等自身が振り出した約束手形またはSS所有者等自身が引受人である為替手形は除きます)の事故の補償(基本種目の盗難補償では対象外) (3) 集金中、輸送中の事故の補償(現金、小切手、手形等) (4) 盗難以外の事故(火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災などの不測かつ突発的な事故) (5) 経営者自宅金庫保管中の事故の補償(業務用現金、小切手、手形等) (6) SS敷地内以外の本店・支店などに所在する販売用商品、現金、小切手、手形等の補償</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">保険の対象</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">販売用商品 (*1) (*2)</td> <td>① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの</td> </tr> <tr> <td>レジスター等の現金等保管用什器</td> <td>② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの</td> </tr> <tr> <td>現金、小切手、手形、出光プリペイドカード・テレホンカード・クオカード・まいどカードポイントプレゼント用図書券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券</td> <td>① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの ② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの ③ サービスステーション敷地内のまいどカード入金機または給油計量機内で施錠できる現金等保管用部分に保管中のもの(営業時間中に限ります。) ④ 銀行等金融機関とサービスステーションの間、サービスステーション相互間、サービスステーションと②の施設の間、②の施設相互間を輸送中のもの ⑤ 顧客からの集金中のもの ⑥ サービスステーション経営者の自宅の耐火定置式金庫内保管中のもの(ただし、現金については、サービスステーション敷地内において行われる事業の用に供する現金に限ります。)</td> </tr> </table> <p>(*1) 併設ショップに保管されているものは補償の対象外となります。 (*2) サービスステーション敷地内に保管中も補償の対象となります。</p>	保険の対象		販売用商品 (*1) (*2)	① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの	レジスター等の現金等保管用什器	② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの	現金、小切手、手形、出光プリペイドカード・テレホンカード・クオカード・まいどカードポイントプレゼント用図書券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券	① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの ② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの ③ サービスステーション敷地内のまいどカード入金機または給油計量機内で施錠できる現金等保管用部分に保管中のもの(営業時間中に限ります。) ④ 銀行等金融機関とサービスステーションの間、サービスステーション相互間、サービスステーションと②の施設の間、②の施設相互間を輸送中のもの ⑤ 顧客からの集金中のもの ⑥ サービスステーション経営者の自宅の耐火定置式金庫内保管中のもの(ただし、現金については、サービスステーション敷地内において行われる事業の用に供する現金に限ります。)
保険の対象								
販売用商品 (*1) (*2)	① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの							
レジスター等の現金等保管用什器	② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの							
現金、小切手、手形、出光プリペイドカード・テレホンカード・クオカード・まいどカードポイントプレゼント用図書券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券	① サービスステーション建物内(*1)に保管中のもの ② サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの ③ サービスステーション敷地内のまいどカード入金機または給油計量機内で施錠できる現金等保管用部分に保管中のもの(営業時間中に限ります。) ④ 銀行等金融機関とサービスステーションの間、サービスステーション相互間、サービスステーションと②の施設の間、②の施設相互間を輸送中のもの ⑤ 顧客からの集金中のもの ⑥ サービスステーション経営者の自宅の耐火定置式金庫内保管中のもの(ただし、現金については、サービスステーション敷地内において行われる事業の用に供する現金に限ります。)							
<p>■ 基本種目のCプランに加入の場合には加入できません。</p> <p>■ 選択種目6 動産総合保険 地震危険追加補償</p> <p>基本種目の動産総合保険の保険の対象(再リース物件を除きます)に生じた次のいずれかに該当する損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。)に対して、保険金をお支払いします。 ① 地震または噴火による火災、破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)によって生じた損害 ② 地震または噴火によって生じた損壊(噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。)、埋没または流失の損害 ③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害 被災地域が全く重複しない場合を除き、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これを一括して1回の事故とみなします。 ●次に該当する場合は損害とみなしません。 a. ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 b. 事故が発生しその復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が存在する場合 c. 事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合</p>								

<p style="text-align: center;">お支払いする保険金、お支払い方法</p>														
<p>(1) 次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 損害保険金 保険の対象について発生した損害について損害保険金をお支払いします。お支払いする損害保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。 (全損の場合) 保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。 (分損の場合) 通常の修理費用を損害額としてお支払いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。</p> <p>※保険金額とは 盗難の場合には、最大で、基本補償の盗難補償の保険金額に次の金額を加えた額まで補償いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>Sタイプ</th> <th>Aタイプ</th> <th>Bタイプ</th> <th>Cタイプ</th> <th>Dタイプ</th> <th>Eタイプ</th> <th>Uタイプ</th> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table> <p>※保険価額とは損害の生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。販売用商品については、損害の生じた地および時における保険の対象の価額または商品原価のいずれか低い額をいいます。 ※小切手、手形の保険金お支払い方法につきましては約款に記載しております動産総合保険の「小切手特約条項」「手形特約条項」をご覧ください。</p> <p>② 残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の10%を限度として実費をお支払いします。 残存物取片づけ費用保険金と損害保険金の合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。</p> <p>③ 損害拡大防止費用 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用(*)のうちで、必要または有益であったものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。 (*) 次の措置を行なうために要した費用も損害拡大防止費用としてお支払いします。 a. 受取手形や小切手に関する事故の際に有価証券無効宣言公示催告の申立てを行なうこと b. 手形の振出人または引受人に対して事故の発生を通知をし、かつ振出人または引受人より事故手形の支払指定銀行に対し、事故届けを提出し、支払の停止を依頼すること c. 事故小切手の振出人に対して事故発生を通知をし、かつ事故小切手の支払の停止を依頼すること</p> <p>④ 権利保全費用 引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。</p> <p>(2) 免責金額 設定はありません。</p> <p>●お支払いについて (1) この保険契約と重複する保険契約が他にある場合には、保険金額を限度に損害の額から、他の保険契約(基本補償の盗難保険を含みます。)で支払われる損害保険金の額を控除した額をお支払いします。 (2) この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。</p>	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Uタイプ	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円	200万円	100万円	150万円
Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Uタイプ								
2,000万円	1,000万円	500万円	300万円	200万円	100万円	150万円								
<p>(1) 次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 損害保険金 1回の事故につき保険価額を限度として、次の算式による損害保険金の額を算出し、その合計額から免責金額を差し引いた残額を損害保険金としてお支払いします。ただし損害額が、保険金額または保険価額のいずれか小さい額を超える場合は、免責金額を適用しません。 ・保険金額が保険価額以上のとき 損害額＝損害保険金の額 ・保険金額が保険価額より低いとき</p> $\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$ <p>*保険金額 1SSあたりの保険金額 1事故につき 510万円</p> <p>② 地震危険残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象の残存物(噴火による火山灰を含みます)の取片づけに必要な費用をお支払いします。ただし損害保険金の10%を限度として実費をお支払いします。</p> <p>(2) 免責金額 1SSあたりの免責金額 1事故につき 10万円</p> <p>●お支払いについて 保険のお支払いが何回有っても保険金額は減額されませんが、①損害保険金と②地震危険残存物取片づけ費用保険金の合計額が通算して支払限度額に達した場合、それらの損害のうち最後の損害の発生した時に特約は終了します。 *支払限度額 1SSあたりの支払限度額 500万円</p>														

<p style="text-align: center;">保険金をお支払いしない主な場合</p>
<p>基本補償の動産総合保険の「保険金をお支払いしない主な場合」(P27参照)のほか、次のような事故・損害については、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、高潮、土砂崩れなどの水災の場合 ・現金、小切手、手形、出光プリペイドカード・テレホンカード・クオカード・まいどカードポイントプレゼント用図書券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券につきましては、受渡しの誤り、勘定違いなどによる不足損害 ・現金、小切手、手形、出光プリペイドカード・テレホンカード・クオカード・まいどカードポイントプレゼント用図書券、SSにて利用可能なクレジットカード会社発行のギフトカード、地域振興券がSS敷地内に保管されている場合、営業時間外に金庫(手揚げ金庫を除きます。)、POSレジ、施錠された保管場所にある手揚げ金庫またはプリペイドカード発券機のいずれにも保管されていない場合の事故。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>(1) 事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 (2) 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書きその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 (3) サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合 ・保険契約者または被保険者が個人(個人事業主を除きます。)の場合</p> <p style="text-align: right;">等</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■ 選択種目7 油濁賠償責任保険</p> <p>SS施設または配送時の配送先施設において、石油物質が被保険者の所有・使用・管理する区域外に不測かつ突発的に流出したことにより、公共水域(海、河川、湖沼、運河)の水を汚染したことに起因して生じた次の(1)～(3)の損害に対して保険金をお支払いします。事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (2) 漁獲高の減少・漁獲物の品質低下による漁業権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (3) 公共水域に流出した石油物質についてその処理費用(石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理などに要する費用)を被保険者が支出することによって被る損害</p> <p>この保険における被保険者は記名被保険者のみとなります。</p> <p>※配送先施設とは 被保険者がガソリンもしくは軽油等の自動車燃料、農耕用機器、ヨット、モーターボート等の船舶もしくはチェーンソー等の機器用の燃料、灯油、重油または潤滑油等を配送する先の施設をいいます。</p> <p>※石油物質とは ガソリンもしくは軽油等の自動車燃料、農耕用機器、ヨット、モーターボート等の船舶もしくはチェーンソー等の機器用の燃料、灯油、重油または潤滑油等をいいます。</p>	<p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。</p> <p>② 被保険者が支出した処理費用 ③ 万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※あらかじめ保険会社の同意が必要です。</p> <p>④ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために要した必要または有益な費用 ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法 ・①～⑤の損害額の合計額から免責金額を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>●お支払いについて (1) 他の賠償責任保険と同じく、法律の範囲内で賠償責任を負担することによる損害を保険金としてお支払いします。また、処理費用については、実際に要した費用のうち、妥当な支出と判断される部分をお支払いします。</p> <p>(2) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。</p> <p>●その他 不測かつ突発的かつ急激な事故により、公共水域以外に汚染が生じ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について所定の期間内に発見・通知がなされた場合は、基本種目の施設特約で対象となる場合がありますが、施設特約では漁業権に関する侵害や処理費用(法律上の損害賠償責任に基づいて支出するものを除く)の支出などは一般的には対象にならない点にご注意ください。</p>	<p>① 突発的でない事故や予測できた事故の場合 ② 公共水域の水を汚染したことに起因するものではない損害(例:公共水域は汚染せず、私有地内の池や田んぼを直接汚染した場合等)(左記「●その他」ご参照) ③ 地震、噴火、洪水、高潮もしくは津波 ④ 施設の新築、修理、改造、取り壊しなどの工事に起因する損害 ⑤ 保険契約者または被保険者の故意 ⑥ 戦争、変乱、暴動、騒じょうもしくは労働争議 ⑦ 核燃料物質や核原料物質などの有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害 ⑧ 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機の所有、使用または管理(配送先施設において、自動車または原動機付自動車の運行以外の事由による損害の場合を除きます。)に起因する損害 ⑨ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任。ただし、不測かつ突発的に石油物質が流出した場合は、この限りではありません。 ⑩ 被保険者の占有を離れた商品または被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害 ⑪ 仕事の終了または放棄の後の仕事の結果に起因する損害 ⑫ 被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑬ サイバー攻撃</p> <p style="text-align: right;">等</p>

保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害(下記(1))と、情報の漏えいまたはそのおそれや、サイバー攻撃に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによる損害(下記(2))をお支払いします。

この保険における被保険者は記名被保険者のほか、記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限り)を含みます。

(1) 損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(※1)(※2)

(※1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

(※2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

① 訴訟対応費用以外の費用

事故対応期間内に生じた、P42～43「お支払いする保険金、お支払い方法」の(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償に記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。

<セキュリティ事故とは>

上記(1)損害賠償責任に関する補償の事由やそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、P42～43「お支払いする保険金、お支払い方法」の(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償のサイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用

お支払いする

(1) 損害賠償責任に関する補償

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対しお支払いします。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社(。合計額に対して、保険金をお支払いします。)

③ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合(合計額に対して、保険金をお支払いします。)

● 支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償で合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任保お支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合

① 訴訟対応費用以外の費用

費用の種類	定義	縮小支払割合
a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはその外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれる費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じ	に基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じている通報(※1)によって発見されていたときに支出する費用に限り。 のおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を が発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出していなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り。
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査	たは証拠保全のために支出する費用をいいます。
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するためにア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれることを目的とするものを含みます。)をいいます。(a)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、ま費用 (b)刑事事件に関する委任にかかる費用 (c)「e.その他事故対応費用 コ.損害賠償請求イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策またはそのおそれについて個人情報保護委員会まウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(ア	直接必要な次の費用をいいます。(※2) れについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告すただし、次のものを除きます。 たはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用」の費用 たは再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) およびイを除きます。)
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。ただし、当会社の書面によるせた不正行為者に対して支払う金銭等を含みますア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等のウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理す以下同様とします。)が発生した場合に要した次(ア)コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータ型パソコン等の携帯式電子事務機器および在する通信用回線および配線にかかる修理費(イ)損傷したコンピュータシステムの代替として一時に返還されるべき一時金および復旧期間を超え使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃	同意を得て支出するものに限り。なお、セキュリティ事故を発生さん。 損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフト復、再製作または再取得にかかる費用 るコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。の費用 タおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯式通信機器、びこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用借費用を含みます。)および撤去費用

保険金、お支払い方法

て支払責任を負う損害賠償金。合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)

において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用。合計額に対して、保険金をお支払いします。

は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険金をお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)をす。除にに関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(全件付帯)でが限度となります。

す。ただし、P21記載の費用損害の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。P21記載の費用損害の支払限度額記載の支払限度額が限度となります。算して、P21記載の賠償責任の支払限度額が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合

【情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始日より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- ・罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

等

【情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)】
・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由

- ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
- イ. 不正な為替取引・資金移動

保険金をお支払いする場合	お支払いする 保険金、お支払い方法		保険金をお支払いしない主な場合														
<p>■ 選択種目8 サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)</p> <p>(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。</p>	<p>費用の種類</p> <p>e. その他事故対応費用</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定義</th> <th>縮小支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f. ②訴訟対応費用を除きます。 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンターを除きます。 合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するため書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 ティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明まみまます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>き1,000円) はそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に 供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に 限ります。)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険 製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのお つについては、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはその 出するものに限ります。</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対 用 雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁 護かる費用を除きます。)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>は宿泊費 に関して損害賠償請求を行うための争訟費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外 だし、b.原因・被害範囲調査費用、c.相談費用およびセキュリティ事 除きます。(*2)</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	定義	縮小支払割合	f. ②訴訟対応費用を除きます。 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンターを除きます。 合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するため書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 ティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明まみまます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	き1,000円) はそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に 供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に 限ります。)	100%	罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険 製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのお つについては、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはその 出するものに限ります。	100%	有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対 用 雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁 護かる費用を除きます。)	100%	は宿泊費 に関して損害賠償請求を行うための争訟費用		かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外 だし、b.原因・被害範囲調査費用、c.相談費用およびセキュリティ事 除きます。(*2)	90%	<p>P43をご参照ください。</p>
	定義	縮小支払割合															
f. ②訴訟対応費用を除きます。 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンターを除きます。 合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するため書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 ティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明まみまます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%																
き1,000円) はそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に 供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に 限ります。)	100%																
罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険 製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのお つについては、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはその 出するものに限ります。	100%																
有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対 用 雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁 護かる費用を除きます。)	100%																
は宿泊費 に関して損害賠償請求を行うための争訟費用																	
かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外 だし、b.原因・被害範囲調査費用、c.相談費用およびセキュリティ事 除きます。(*2)	90%																
<p>f. 再発防止費用</p> <p>セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要 部機関による認証取得にかかる費用を含みます。た 故の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を</p>	<p>※詳細は、保険約款をご確認ください。 (*1) 次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリ (*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 (*3) 次のいずれかをいいます。 ① 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。) ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体に ③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付 ④ 公的機関からの ②訴訟対応費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訴訟対応</th> <th>費用の定義</th> <th>縮小支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</td> <td>起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 実験費用</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	訴訟対応	費用の定義	縮小支払割合	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 実験費用	100%										
訴訟対応	費用の定義	縮小支払割合															
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 実験費用	100%															

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■ 選択種目9 基本種目のCプランにご加入の場合には加入できません。 動産総合保険 洗車機追加補償</p> <p>基本種目の動産総合保険で対象外となっている洗車機(*1)が、以下のような事故によって損害を受けた場合に補償します。</p> <p>①火災、爆発、落雷などによる損害 ②車両などの衝突による破損 ③台風、強風、洪水、高潮などの風水害による損害 ④盗難、いたずらなどによる損害 ⑤その他不測かつ突発的な事故</p> <p>※上記に該当する場合でも、約款の「保険金を支払わない場合」に該当する場合は保険金をお支払いしません。 ※損害発生、拡大の原因が給油所スタッフ以外の第三者にあり、その第三者が判明している場合は損害賠償の請求をしていただくこととなります。 ※セルフプラン・エコノミー(セルフ)プランにご加入の場合は、基本種目で補償されます。 (*1)保険の対象となる洗車機は、加入依頼書記載のサービスステーションが含まれるSS敷地内に所在する洗車機(リース物件を含みます。)ただし、基礎部分は含みません。</p>	<p>動産総合保険 洗車機追加補償のお支払い方法の詳細については、以下の部分をご確認ください。 ・動産総合保険 基本種目6(P27)の「お支払いする保険金、お支払い方法(1)(2)」 保険の対象がリース物件の場合で、損害が生じた結果、その保険の対象に係わるリース契約が終了するときは、そのリース契約における規定損害金の額または損害保険金の額のいずれか低い額を損害保険金としてお支払いします。</p> <p>●お支払いについて (1)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 (2)この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。 (3)保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価額)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。</p>	<p>基本種目の動産総合保険に準じた内容となっており、保険金をお支払いしない主な場合は、基本種目の動産総合保険の内容に準じます。当該保険種目の該当ページ(P27)をご確認ください。</p>
<p>■ 選択種目10 代車費用限度上乘せ補償</p> <p>基本種目の賠償責任保険(自動車特約の使用不能損害担保特約条項部分)の補償限度額(支払限度額)を引き上げます。ただし、賠償責任保険(自動車特約基本部分)についての上乗せはありません(選択種目4で対象とできます。)</p>	<p>該当保険種目の基本種目部分をご確認ください。</p>	<p>該当保険種目の基本種目部分をご確認ください。</p>
<p>■ 選択種目11 (施設賠償用・生産物賠償用・自動車管理者賠償用) 全損時対応費用</p> <p>基本種目の施設賠償と生産物賠償と自動車管理者賠償の保険金のお支払い時に、以下のような修理費が発生した場合に補償します。基本種目の施設賠償と生産物賠償と自動車管理者賠償の法律上の損害賠償金をお支払いする場合において損壊した被害自動車について、記名被保険者が全損時対応費用を支出した場合に、保険金をお支払いします。</p> <div data-bbox="270 1255 1377 1711" style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>●お支払い例</p> <p>過失割合 補償を受けられる方80% 相手方20%</p> <p>相手方の車の状態 時価額60万円 修理費100万円</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>対物賠償責任保険で</p> <p>48万円を補償 (60万円×80%)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>時価額 60万円</p> <p>修理費 100万円</p> <p>時価額を超える修理費 40万円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>全損時対応費用特約で</p> <p>32万円を補償 (40万円×80%)</p> </div> </div> <p>注意:修理費が200万円の場合は、全損時対応費用特約部分でのお支払いは50万円となります。</p> </div> <div data-bbox="299 1745 1308 1986" style="text-align: center;"> </div>	<p>全損時対応費用をお支払いします。 全損時対応費用とは、被害自動車の修理費(*1)が被害自動車の価額(*2)を超えると引受保険会社が認めた場合における以下の費用をいいます。 ・被害自動車の修理費と被害自動車の価額の差額(差額費用) 但し、被保険者以外に過失がある場合においては、全損時対応費用の額は以下の通りとなります。 差額費用×被害自動車の価額について基本種目の施設賠償と生産物賠償と自動車管理者賠償で規定する事由により被保険者が負担する法律上の賠償責任の額/被害自動車の価額</p> <p>お支払いする保険金は次の金額を限度とします。 ①被害自動車1台について、全損時対応費用の額または50万円のいずれか低い額 ②1回の事故について50万円</p> <p>(*1)損害が生じた地および時において、損害が生じたものと事故の発生の直前の状態(構造、質、用途、規模、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。)に復旧するために必要な修理をおこなうための費用をいい、引受保険会社が認めたものに限ります。 (*2)損害の生じた地および時における被害自動車と車種、年式、消耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 ※他の保険契約がある場合のお取扱い 本選択種目の対象となる事故により被害自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合で、そのお支払額が被害自動車の価額を超えるときは、全損時対応費用の額より差し引きます。</p>	<p>修理をしない被害自動車の損害 等</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法																						
<p>■ 選択種目12 交通事故傷害保険</p> <p>総合生活保険(傷害補償) 傷害補償基本特約+交通事故傷害危険のみ補償特約+就業中のみ危険補償特約</p> <p>被保険者(対象者)がSS業務に従事中(通勤の途上、もしくは帰途も通常の経路である限り従事中とみなします)の交通事故等によって被った傷害につき保険金をお支払いします。</p> <p>対象となる事故は交通事故等によるものみに限定されています。交通事故等とは以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故 ● 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ● 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ● 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ● 交通乗用具の火災による事故 <p>等</p>	<p>SS業務に従事するすべての役員・従業員を対象とします。</p> <p>※人数のカウントは、1日あたりの最高稼働人数とします。最高稼働人数のカウントは1日あたりの延べ人数とします。</p> <p>保険の対象となる役員・従業員(被保険者)の名簿を常にご加入者が備え付けていただくことが必要です。</p> <p>保険期間の途中で被保険者数の増減が生じた場合には、直ちに取扱代理店または保険会社にご通知ください。保険料の精算が必要となります。なお、被保険者が増員となる場合で故意または重大な過失によって遅滞なくご通知がなかったり、被保険者数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合には、保険金を削減してお支払いすることとなります。</p>	<p>1給油所のSSメンバー1名あたりの保険金額を1口につき次の通りとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害260万円 (2)入院保険金日額*1,800円 *手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>(3)通院保険金日額1,200円 保険事故が発生したときは、SSメンバーの各人に対し、上記金額を1口あたりの保険金額として、保険金の支払いをいたします。加入は8口が限度となります。</p> <p>【保険金のお支払い方法(加入口数1口の場合)】</p> <p>(1)傷害の程度に応じて、次の金額が保険金として支払われます。</p> <p>①死亡したとき:260万円(事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合) ②後遺障害が残ったとき:その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>例えば、神経系統の機能、胸腹部臓器の機能、または精神の著しい障害により終身常に介護を要するときまたは両眼失明のとき:260万円 一腕をひじ関節以上、または一腳をひざ関節以上で失ったとき:約180万円</p> <p>③ケガにより医師の治療を必要とし、入院されたとき:その入院日数1日につき、1,800円をお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、1事故について180日を限度とします。)</p> <p>④ケガにより医師の治療を受けたとき:通院(往診を含みます。)日数1日につき、1,200円をお支払いします。ただし、入院保険金と重複しては、お支払いできません。(事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、1事故について90日を限度とします。)</p>																					
<p>■ 選択種目13 普通傷害保険</p> <p>総合生活保険(傷害補償) 傷害補償基本特約+就業中のみ危険補償特約</p> <p>被保険者(対象者)がSS業務に従事中(通勤の途上、もしくは帰途も通常の経路である限り従事中とみなします)に急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害につき保険金をお支払いします。</p> <p>交通事故を含む業務中のさまざまな事故が対象となります。</p>	<p>【保険金額】</p> <p>1給油所のSSメンバー1名あたりの保険金額を1口につき次の通りとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害445万円 (2)入院保険金日額*3,000円 *手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>(3)通院保険金日額2,000円 加入は5口が限度となります。</p> <p>【保険金のお支払い方法(加入口数1口の場合)】</p> <p>(1)傷害の程度に応じて、次の金額が保険金として支払われます。</p> <p>①死亡したとき:445万円(事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合) ②後遺障害が残ったとき:その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>例えば、神経系統の機能、胸腹部臓器の機能、または精神の著しい障害により終身常に介護を要するときまたは両眼失明のとき:445万円 一腕をひじ関節以上、または一腳をひざ関節以上で失ったとき:約307万円</p> <p>③ケガにより医師の治療を必要とし、入院されたとき:その入院日数1日につき、3,000円をお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、1事故について180日を限度とします。)</p> <p>④ケガにより医師の治療を受けたとき:通院(往診を含みます。)日数1日につき、2,000円をお支払いします。ただし、入院保険金と重複しては、お支払いできません。(事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、1事故について90日を限度とします。)</p>	<p>就業中(通勤途上を含みます。)に被った「急激かつ偶然な外来の事故」(「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合は「交通事故等(*1)」)により、保険の対象となる方がケガ(*2)をした場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(*1)交通事故等とは以下のものをいいます。 ● 運行中の交通乗用具(*3)との衝突、接触等の交通事故 ● 運行中の交通乗用具(*3)に搭乗している間の事故 ● 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ● 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ● 交通乗用具(*3)の火災による事故 等</p> <p>(*2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。 (*3)自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等(身体障害者用の車いすも含みます。)</p> <p>保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険金をお支払いする主な場合</th> <th>保険金をお支払いしない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</td> <td>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</td> <td><普通傷害保険のみ> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等</td> </tr> <tr> <td>入院保険金</td> <td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</td> <td><交通事故傷害保険のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等</td> </tr> <tr> <td>傷害</td> <td>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術(*1)または先進医療(*2)に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、(※3) (※1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 (※2)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) (※3)1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院保険金</td> <td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。*2 (※1)ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (※2)通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>このパンフレットは、総合生活保険(傷害補償)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。</p>	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<普通傷害保険のみ> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	<交通事故傷害保険のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等	傷害	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術(*1)または先進医療(*2)に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、(※3) (※1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 (※2)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) (※3)1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		手術保険金			通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。*2 (※1)ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (※2)通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。	
保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																					
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等																					
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<普通傷害保険のみ> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等																					
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	<交通事故傷害保険のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等																					
傷害	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術(*1)または先進医療(*2)に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、(※3) (※1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 (※2)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) (※3)1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。																						
手術保険金																							
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。*2 (※1)ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (※2)通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。																						

お支払いの対象となる場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
<p>■ 選択種目14 借用不動産損壊担保特約 (施設賠償責任保険)</p> <p>この特約は、基本種目の賠償責任保険「施設賠償責任保険」にセットする特約です。不測かつ突発的な事由により記名被保険者が、その業務遂行のために日本国内において他人から借用しているSS施設(事務所・店舗)およびその施設に備え付けられ同時に借用した什器備品(以下、「借用不動産」といいます。)を損壊したことについて、その貸主に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、日本国内において保険期間中に発生した事故に限ります。</p>	<p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および引受保険会社が同意したその他費用</p> <p>④ 引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用および損害の防止、軽減に必要なまたは有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して支払限度額を限度にお支払いします。 ②～⑤の費用については実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。 	<p>直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱または暴動(群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>④ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み</p> <p>⑤ 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理</p> <p>⑥ 借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事</p> <p>⑦ 借用不動産の瑕疵</p> <p>⑧ 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象</p> <p>⑨ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象</p> <p>⑩ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑪ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑫ 記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊</p> <p>⑬ 記名被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任。この規定において、親会社、子会社または関連会社の定義は、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が定めるところによります。</p> <p>⑭ サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃によって借用不動産について火災または破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)が生じた場合は、適用しません。等</p>

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

以下表の「緊急時ホットラインサービス」は選択種目8にご加入の特約販売店様のみが対象となります。詳細は、出光保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概要	ご利用対象
情報・ツール提供サービス (無料)	情報・ツール提供サービス Tokio Cyber Port ^(※1) 上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でもご利用いただけます ^(※1)
緊急時ホットラインサービス (無料)	サイバークイックアシスタンス ウィルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート(ウィルス駆除やセキュリティ診断)等を行います。	サイバーリスク保険被保険者様限定 ^(※2)
	サイバーエキスパートアシスタンス 高度な専門性を要する重大トラブルに対して、専門的アドバイスや専門事業者の紹介を行います。	
簡易リスク診断サービス (無料)	定性リスク診断サービス お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でもご利用いただけます ^(※1)
	定量リスク診断サービス 一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者紹介サービス	平時の紹介サービス 事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	どなた様でもご利用いただけます ^(※1)
	インシデント発生時の紹介サービス 事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(※1)ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(※2)ご契約者以外の方でもTokio Cyber Portへの無料会員登録を行っていただくことで、期間限定お試し版をご利用いただくことができます。

専門事業者紹介サービスのご注意

■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。

- ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくこととなります。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。

■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

傷害保険ご加入者向けサービスのご案内

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:
いずれも
土日祝、
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:
いずれも
土日祝、
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※本サービスは、「総合生活保険」にご加入いただいた方のみ対象となります。

1 お手続きの方法

(1) 新規加入の場合

P68・69の「SS保険 新規加入・変更依頼書」をコピーのうえ、必要事項をご記入ください。(P66・67の記入要項をご覧ください。)

- ① ご記入・ご捺印後、ご希望の加入開始日の7営業日前までに以下送り先のメールまたはFAXまでご送付ください。
※ 原本は郵送ください。
- ② ご送付いただくスケジュールによっては、ご希望の加入開始日より補償開始いたしかねる場合がございます。
- ③ 出光保険サービス(株)で受領後、保険料請求書をご案内いたします。
- ④ ご希望の加入開始前日の金融機関営業日までに着金となるよう保険料をお振込みください。

送り先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビル6階
TEL:0120-956-047 FAX:03-6212-6585 メール:ideho_service@idemitsu.com

募集締切日 2023年12月15日(金)

(2) 継続加入の場合

既にご加入の販売店の皆様には、「SS保険更新のご案内」をお送りしておりますので、内容を十分ご確認ください。

- ① 変更がない場合
現在ご加入の方につきましては、2023年12月15日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からのご案内がない限り、保険契約者が今年度の「SS保険のご案内」に記載の保険料・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みますので申込書送付などのお手続きは不要です。(ただし選択種目6につきましては、直近の地震発生状況により、お引受方針が変更となる可能性があります。) その他ご不明な点がございましたら、出光保険サービスまでお問い合わせください。
- ② 変更がある場合
P68・69の「SS保険 新規加入・変更依頼書」をコピーのうえ、変更内容を記入いただき、出光保険サービス本社へご連絡願います。

(3) 中途加入の場合

上記「(1) 新規加入の場合」と同様のお手続きとなります。
保険料は加入希望日(保険料の領収をさせていただいた日以降となります。)から2025年3月1日午後4時までの分となります。また保険料は月割計算となります。(出光保険サービスにて領収させていただきます。) 補償期間は保険料を領収させていただきました日以降のご希望日より2025年3月1日午後4時までの期間となります。
※ 加入日は1日付での加入となります

(4) 期中の変更の場合

- ① 変更の場合
プラン・タイプの変更、選択種目への新規加入、経営店・SS名の変更 等
P68・69の「SS保険 新規加入・変更依頼書」のコピーに変更事項をご記入のうえ、出光保険サービス本社までお送りいただくようお願いいたします。
① ご記入・ご捺印後、ご希望の加入開始日の7営業日前までに以下送り先のメールまたはFAXまでご送付ください。
※ 原本は郵送ください。
② ご送付いただくスケジュールによっては、ご希望の加入開始日より補償開始いたしかねる場合がございます。
③ 出光保険サービス(株)で受領後、保険料請求書をご案内いたします。
④ ご希望の加入開始前日の金融機関営業日までに着金となるよう保険料をお振込みください。

送り先 P79をご参照ください。

- ② 脱退の場合
上記①と同様のお手続きとなりますが、詳細は出光保険サービスまでご連絡ください。

注意事項

- ① プラン・タイプの変更・選択種目への新規加入は、変更日より前にご連絡ください。ご連絡いただいた変更日またはご連絡いただいた変更日以降に追加保険料が着金した場合は着金日が、変更日(変更後内容の補償開始日)となりますのでご注意ください。
- ② 脱退手続きは、脱退日より前にご連絡ください。
脱退日は手続上、原則毎月1日を脱退日としており、保険料は月割りでお返しします。
ご連絡いただく日より前の日付での脱退はできませんのでご注意ください。また遡及しての払戻もできませんのでご注意ください。
- ③ 期間を遡って加入・脱退できません。
- ④ 加入者証: 加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。

2 ご加入の手順

ステップ1

基本種目の加入プラン・補償タイプを選んでください。(→P6~P9)
(補償範囲の広いAプラン・ワイドをお勧めします。)

ステップ2

選択種目1の加入の有無を決めてください。(→P16~P17)
お客様からお預かりした車で事故を起こした場合、お客様の自動車保険を使うことはできません。また、人にケガをさせてしまった場合は、何千万円もの損害賠償金を負担することもありますので、必ずご加入ください。

ステップ3

「認証工場・指定工場・移動钣金・併設ショップ」の業務は「SS業務」には該当しませんので、これらの業務に関する事故については、基本種目に加入していても保険金お支払いの対象とはなりません。これらの業務がある場合は原則以下の保険にご加入ください。

- ◆ 認証工場・指定工場・移動钣金向け保険 (→P16~P17)
- ◆ 併設ショップ向け保険 (→P18~P19)

ステップ4

基本種目では補償されない事故や基本種目の補償額の上乗せを以下の通りご用意していますので、補償充実のためにご加入ください。

- ◆ 自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償
ベンツなど高額な預かり自動車の盗難・損傷などへの備え (→P18~P19)
- ◆ 動産総合保険 上乗せ補償
基本種目盗難補償で補償されない輸送中の現金の補償、限度額の引上げなど補償の充実・拡大。(→P18~P19)
- ◆ 動産総合保険 地震危険追加補償
地震によるSS機器などの損害への備え (→P18~P19)
※ 基本種目がCプランでご契約の場合は選択種目7にご加入いただけません。
※ 前年よりSS保険に既にご加入いただいているSSについては、新たにご加入いただくことができます。
本年から新たにSS保険にご加入いただくSSで、選択種目7にご加入をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
以下の①②に該当する場合、加入できかねますのでご了承ください。
- ① 新設のSSの場合
- ② SS保険の、動産総合保険の対象に保険契約が無い場合(Cプラン)
- ◆ 油濁賠償責任保険
石油類の河川・海などへの突発的な流出事故への備え (→P20~P21)
- ◆ サイバーリスク保険
個人情報漏えいした場合への備え (→P20~P21)
- ◆ 動産総合保険 洗車機追加補償
基本種目動産総合保険で補償されない、洗車機補償の追加 (→P20~P21)
- ◆ 代車費用限度上乗せ補償
損壊・紛失の場合の代車費用が高額化してしまった時への備え (→P20~P21)
- ◆ 全損時対応費用補償
SS業務でお客様から預かった車をぶつけてしまったが、お客様の車の時価額を超える修理費が発生した時の備え (→P20~P21)

3 保険料のお支払い方法

原則、一括払いとなっております。

1月分の請求書にてご請求いたしますので、石油製品代金とともにお支払いください(副販売店加入分も含みます)。

1 事故報告

賠償責任保険


ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく次ページに記載の「保険の種類毎の連絡事項」について、書面で出光保険サービスまたは東京海上日動にご通知ください。

企業財産包括保険、動産総合保険、ガラス補償、盗難補償、受託自動車保険

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡の上、保険金請求のお手続きをおとりください。また盗難事故、交通事故による損害の場合は直ちに所轄警察署に届け出てください。


「SS保険 事故報告書 兼 保険金請求書」(→ P72) および「事故状況確認表」(→ P73)に必要事項をご記入のうえ、以下の出光保険サービスまたは東京海上日動までFAXをお願いします。

SS保険の事故報告・事故相談

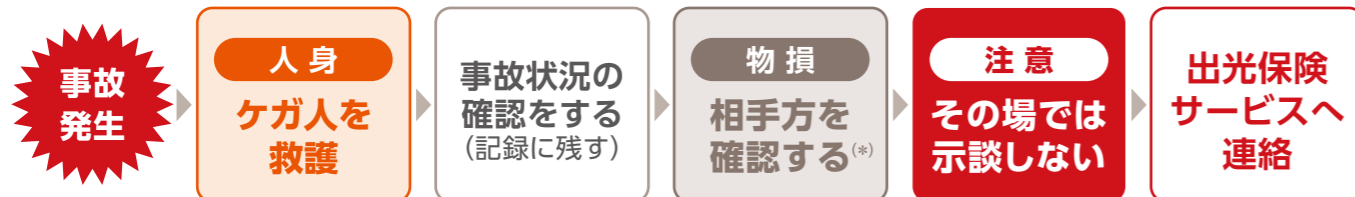
●出光保険サービス 担当範囲 全国 お客様サポートグループの連絡先
 **0120-989-410** FAX **03-6212-6585**
【携帯、公衆電話からも通話可能です。】 メール: ideho_service@idemitsu.com

受付時間:月～金 9:30～16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く

※ コロナウイルス感染拡大防止に向けての取り組みのため、受付時間を予告なく変更する場合がございます。

●東京海上日動「事故対応窓口」(*) 担当範囲 SS所在地エリア
(*) SS保険のご案内に同封の「東京海上日動事故対応窓口一覧」をご参照ください。
 東京海上日動 安心110 番(事故受付センター) 担当範囲 全国
 **0120-720-110** 24時間365日

2 事故発生時の注意点



(*)物損の相手方とは、車両等の正当な所有者を指します。

- 絶対に、その場での示談はしないでください。**
(東京海上日動の承認がない示談の場合、示談金額の一部または全部を保険金としてお支払いできないことがあります)
- お客様の自動車を運転中の事故の場合、必ず警察への届出を行なってください。**(事故証明がお手続き上、必要となります) 保険会社の承認前に修理を始めないようご注意ください。
- 事故の大小に関わらず、遅滞なく事故報告を行なってください。事故報告が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがあります。**(選択種目1、選択種目2(受託自動車保険)については保険金をお支払いできないことがあります。) 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険の種類毎の連絡事項は次の通りです。

保険の種類	保険の種類を問わず共通の事項	各保険種類に特有の事項
基本種目	①事故発生日時 ②事故発生場所 ③事故状況 ④SS名SSコードと連絡先、報告者名(担当者名) ⑤損害の程度	賠償責任保険 a 被害者の住所・氏名・連絡先 b 被害物件の明細 c 修理依頼先とその連絡先、担当者名、入庫予定日 d 受けた損害賠償請求の内容 等
		ガラス補償 a 被害物件の明細 b 修理するガラス店名とその連絡先
		盗難補償 a 被害物件の明細 b 届出警察署名とその連絡先、担当者名、盗難届受理番号
		動産総合保険 および 企業財産包括保険 a 被害物件の明細(年式・型式) b 修理依頼先とその連絡先、担当者名
選択種目1		a 被害者の住所・氏名・連絡先 b 被害物件の明細 c 修理依頼先とその連絡先、担当者名、入庫予定日 d 届出警察署名とその連絡先、担当者名 e 入・通院先の病院名とその連絡先、おケガの内容

選択種目2～14についても、上記に準じた項目をご連絡ください。

3 賠償事故に関するその他の留意点

- SS保険(受託自動車保険を除く(*))には示談交渉サービスは付いていませんので、直接被害者の方と交渉する事となります。あらかじめ被害者の方にその旨をお伝えください。**
(交渉方針および賠償内容について必ず事前に東京海上日動とお打合せの上、被害者の方と示談交渉を進めてください。)

(*)受託自動車保険の場合

賠償事故(対人・対物)の場合、被保険者(補償を受けられる方)および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故対応を行なうことがあります。)

- 事故の状況によっては、相手方に過失割合が生じることがあり、この場合は、相手側に損害額の一定程度をご負担いただくこととなります。
- 「法律上」の賠償責任のみが対象となるため、それ以外の損害は原則として対象となりません。
(例:道義上の見舞金・迷惑料、花代、過剰な修理代 等)

4 その他の留意点

- 保険期間中のお支払い限度額が設定されている保険[生産物賠償責任保険(生産物特約)、自動車管理者賠償責任保険(自動車特約)、受託者賠償責任保険(受託者特約)]では、保険金のお受取り後に追加保険料をお支払いいただくことにより、元通りの限度額に戻すことができます。ご希望の場合は、出光保険サービスまでお問い合わせください。
- 前々年9/1～前年8/31までの事故による基本種目および自動車管理者賠償責任保険(選択種目5)の保険金をお受取りの場合は、各SSの損害率(事故実績)に応じて、適用ランクが変動し、翌年の保険料引き上げになることがある点をご承知おきください。(詳しくは、P10～P13をご覧ください)
- 保険金支払後、その保険金の全額を保険会社に返還した場合(盗難事故で犯人がつかまった場合など)であっても、当該事故は保険事故として取扱われるため、適用ランクは、損害率に応じて変動します。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

ご加入の際のご注意

〈示談交渉サービスは行いません〉

賠償責任保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。(受託自動車保険の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険は除きます。)事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

※受託自動車保険の場合

賠償事故(対人・対物)の場合、被保険者(補償を受けられる方)および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故対応を行なうことがあります。)

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

※東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険の場合)

加入申込依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(受託自動車保険の場合)

SS保険 新規加入・変更依頼書に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。

ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)

(動産総合保険、盗難補償、ガラス補償、企業財産包括保険の場合)

加入(変更)申込依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。

ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈通知義務〉

(動産総合保険・盗難補償・ガラス補償の場合)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険の場合)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(サイバーリスク保険)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合には、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできません。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

(企業財産包括保険)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項および次に掲げる事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または東京海上日動までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできません。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

○保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造(これを改築、増築または15日以上にわたり修繕することを含みます。)

○保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途

○建物または屋外設備装置内で行われる作業の内容、規模またはその作業に使用する危険品の種類

○貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類

○保険の対象または保険の対象を収容する建物の物件種別

ご加入の際のご注意

○被保険者の事業の全部または一部を譲渡した場合

(受託自動車保険の場合)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉

〈施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険、動産総合保険(選択種目6を除く)、ガラス補償、企業財産包括保険の場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(注) 選択種目5「自動車管理者賠償責任保険上乗せ補償」のご契約につきましては、上記に関わらず、損害の額が基本補償の自動車管理者賠償責任保険により支払われるべき保険金とその免責金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対して上乗せ額を限度として保険金が支払われます。

(注) 選択種目12「全損時対応費用」のご契約につきましては、対象となる事故により被害自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合で、そのお支払額が被害自動車の価額を超えるときは、全損時対応費用の額より差し引きます。

〈盗難補償の場合〉

他の保険契約等がある場合には他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合にかぎり、その超過部分について、保険金をお支払いします。

〈選択種目6の動産総合保険の場合〉

他の保険契約等がある場合には他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合にかぎり、その超過部分について、保険金をお支払いします。

〈受託自動車保険の場合〉

他の保険契約等がある場合は、以下の額を支払い保険金の額とします。

- ①この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表では「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合:
他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ②他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われる、または支払われた場合は次の額:
 - ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
 - イ. ア.の規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険金、自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
 - ウ. ア.イの損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
(*1)他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額・保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

〈施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、受託自動車保険の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険の場合〉

責任保険においては、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有することとなります(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ保険金を請求できます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは費用保険金を除き次の場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行なっている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈損害の原因が第三者の場合〉

損害発生・拡大の原因がSSスタッフ以外の第三者にあり、その第三者が判明している場合は、損害賠償の請求をしていただく(もしくは、保険金お支払い後、引受保険会社より代位求償をさせていただきます。)こととなります。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

〈代理店の業務〉

出光保険サービスは、引受保険会社(東京海上日動火災保険㈱)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行なっております。従いまして、出光保険サービスとの間で有効に成立されたご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

〈保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて〉

引受保険会社の経営破綻の場合などには、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、一定割合まで同機構による補償が得られます。詳細につきましては、出光保険サービスまたは引受保険会社までご照会ください。

「損害保険契約者保護機構」の補償割合につきましては、下表をご覧ください。

保険種目	
施設・生産物・受託者・自動車管理者・および油濁賠償責任保険、動産総合保険、サイバーリスク保険、企業財産包括保険	ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りです))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。 (注) 保険契約者が「個人等」以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
受託自動車保険	この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

この「SS保険のご案内」は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項付帯)、受託者賠償責任保険、動産総合保険、企業財産包括保険、サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険(サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等斡旋補償特約セット)、整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険の概要をご紹介します。

付帯される特約や補償の詳細は「SS保険約款集」をご覧ください。

ご不明な点などにつきましては出光保険サービスまたは引受保険会社にご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、この「SS保険のご案内」の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

(契約者名の表示)


この保険は出光興産を保険契約者とし、出光興産特約販売店の事業者の皆さまを記名被保険者とするサービスステーション保険(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項付帯)、受託者賠償責任保険、動産総合保険、企業財産包括保険、サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険)団体・包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は出光興産が有します。


傷害保険重要事項説明書

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

 ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用財産特約 ●ホールインワン・アルパイトス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルフ補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたプランの中からお選びいただくこととなります。プランについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁ホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくプラン等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



(金融庁ホームページ)

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたる場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

① 総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1 *2、被保険者(本人)数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

② 総合生活保険(子ども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
生年月日、他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③ 総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルフ補償、ハンター補償)

他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルフ補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたる場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルフ補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎える時

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルフ補償、ハンター補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことながら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。



6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社	事故受付センター(東京海上日動安心110番)
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。	 <h1>0120-720-110</h1> <p>受付時間:24時間365日</p>
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)	
 <h2>0570-022808</h2> <p><通話料有料></p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)</p>	

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	総合生活保険
	傷害補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりで。 ○ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種) ※交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただいた場合には、確認不要です。	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

〈記入要項〉

SS保険 新規加入・変更依頼書	受付No.	受付日	印
<small>※新規加入・変更依頼書は保険契約申込書の一部を成します。</small>			Ⓜ

出光保険サービス株式会社

申込依頼日: 20 24 年 4 月 1 日

【出光興産(株)御中】

加入依頼者

所在地(〒104-0061)
東京都中央区銀座 4-12-19
 店名 (株) 銀座石油
 店主名

申込印
 Ⓜ
私は、下記ご加入に関して承諾し、保険契約者である企業・個人に対して加入を依頼します。

SS保険に以下の通り加入・中途脱退・選択種目追加・削除、従業員数変更を依頼します。

ご加入に際して	私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。 ①私が保険契約者である企業または団体の構成員であること②重要事項説明書の内容③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容④⑤は交通事故傷害保険・普通傷害保険④⑤はパンフレットの記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容⑤パンフレットに記載されている内容
---------	---

○欄	変更内容	SS名 ☆記名被保険者	フリガナ	ご担当者
①新規・中途加入		各コード	特約販売店コード: 999999 / SSコード: 666666	
②選択種目追加・削除		SS所在地☆	〒	ランク
③従業員数/口数変更		東京都中央区銀座△-△-△		
④加入タイプ変更	④現在加入タイプ	電話番号	(03) - 3546 - □□□□	
⑤中途脱退	AW, AS, BW, BS, CW, CS, セルフ, エコノミー(セルフ), エコノミー(セルフ)	FAX番号	() - -	
⑤中途脱退理由(○をしてください)		メールアドレス		
	閉鎖	他社へ加入	その他	

※FAX番号、又はメールアドレスをご記入いただいたSSにはFAX、又はメールアドレスへ事故防止などの情報をお送りします。

新規加入・変更・追加・脱退日	20 年 月 日 午前・午後 時より	適用保険料	円
保険期間	2024年3月1日 午後4時より 2025年3月1日 午後4時まで		

ご注意: 中途加入の場合の補償期間は、加入依頼書の受取と保険料が指定の口座に着金となった時点から2025年3月1日午後4時までといたします。

基本種目

ご加入タイプ・クラスに○印をお付けください。

○欄	タイプ	○欄	クラス	○欄	SS形態
	A		ワイド		フル
	B		スタンダード		セルフ
	C				
	セルフ				



基本種目 保険料	円
----------	---

選択種目 (ご加入希望のものに○をしてください)		補償内容・保険料はパンフレットをご参照ください	
○欄	補償内容	保険料	
(1)	受託自動車保険 【(○付け) ➡ A B C D E】	円	
(2)	認証工場・指定工場・移動飯金向け保険 【(○付け) ➡ A B C D】 整備従事者☆ 名	円	
(3)	併設ショップ向け保険 【(○付け) ➡ A B C D E】	円	
	【併設ショップの業務内容:】		
(4)	自動車管理者賠償責任保険上乗せ 【(○付け) ➡ A B C D E】	円	
(5)	動産総合保険・現金上乗せ 【(○付け) ➡ A B C D E F】	円	
(6)	動産総合保険(地震・噴火危険担保特約)A	円	
(7)	油濁賠償責任保険 【(○付け) ➡ A B】	円	
(8)	サイバーリスク保険 【(○付け) ➡ A B】 年間売上高 億円	円	
(9)	動産総合保険・洗車機追加補償 【(○付け) ➡ A B C】	円	
(10)	代車費用限度上乗せ補償 【(○付け) ➡ A B C D】	円	
(11)	全損時対応費用A	円	
(12)	交通事故傷害保険 【 A 】※ (最高稼働人数☆ 人、口数 □) (契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼働人数をご記入下さい。)	円	
(13)	普通傷害保険 【 A 】※ (最高稼働人数☆ 人、口数 □) 職種別別欄(ガソリンスタンド業務はAとなります。それ以外の職種の方はお問合せ願います。): 【(○付け) ➡ A・B】 (契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼働人数をご記入下さい。)	円	
(14)	借用不動産損壊担保特約A	円	

※(12)(13)正式名称は総合生活保険(傷害補償)となります。

★または☆が付された事項についてはご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項(告知事項)にかかる通知義務については、パンフレットの記載をご覧ください。ご連絡がない場合はお支払する保険金が削減されることやご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<代理店使用欄>

信用不動産損壊担保 引受可否確認	引受明細
照査 担当者	照査 入力担当者
Ⓜ	Ⓜ

裏面の告知事項も必ずご記入下さい。

●告知事項

賠償責任保険★	(1) 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	どちらかに○してください
	(2) 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい ・ いいえ
	(3) 上記(1)または(2)のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容をご記入下さい。	
	(4) 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。	あり ・ なし
	(5) 上記(4)が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入下さい。	

動産総合保険★

(1) 過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことがありますか。	あり ・ なし
(2) 過去3年以内に同種の保険契約等の保険金・共済金(10万円以上)を請求または受領したことがありますか。	あり ・ なし
(3) 上記(2)が「あり」の場合、会社名・回数・合計額をご記入下さい。	
(4) 他の同種の保険契約等がありますか?	あり ・ なし
(5) 上記(4)が「あり」の場合、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下さい。	

包括保険★

(1) 他の保険契約等がありますか。	あり ・ なし
(2) 上記(1)が「あり」の場合は、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下さい。	
☆物件種別: 一般物件 ・ 工場物件	☆建物の専有・占有面積:
①動力設備:50kw以上②電力設備:100kw以上③作業人員50人以上(①②は③は工業上の作業に使用するもの)のいずれかに該当する作業規模の物件のみ、工場物件となります。他の保険契約等は「企業総合保険」「事業活動包括保険」「企業財産包括保険」等の保険契約または共済契約をいいます。	

自動車保険

★(1)他の保険契約等(ご契約のお車(被保険自動車)を同一とする他の自動車保険または共済契約)の有無。	あり ・ なし
(2) 上記(1)が「あり」の場合、会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入ください。	
(3) 過去1年間に保険会社から普通保険約款または特約により解除されたことがある	あり ・ なし

総合生活保険(傷害補償)

☆ 職業・職務 (普通傷害保険のみ)	ガソリンスタンド業務	その他
★ 他の保険契約等 ※他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約)がある場合には、○をし、下記の表に詳細を記載下さい。	あり ・ なし	
被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類
		満期日(補償の満了する日)
		保険金額・支払限度額(ご契約金額)(万円)

2023年10月作成 23T-001503

SS保険 新規加入・変更依頼書

※新規加入・変更依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

受付No.	受付日	印
		㊟

出光保険サービス株式会社

申込依頼日: 20 年 月 日

【出光興産(株)御中】

加入依頼者
所在地(〒 -)
店名
店主名

申込印

私は、下記「ご加入に際して」を確認し、保険契約者である企業・団体に対して加入を依頼します。

SS保険に以下の通り加入・中途脱退・選択種目追加・削除、従業員数変更を依頼します。

ご加入に際して	私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。 ①私が保険契約者である企業または団体の構成員であること②重要事項説明書の内容③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容④⑤は交通事故傷害保険・普通傷害保険④⑤はパンフレット記載の「個人情報」の取扱いに関するご案内の内容⑤はパンフレットに記載されている内容
---------	---

○欄	変更内容	SS名 ☆記名被保険者	フリガナ	ご担当者
①新規・中途加入		各コード	特約販売店コード: /SSコード:	
②選択種目追加・削除		SS所在地☆	〒	ランク
③従業員数/口数変更		電話番号	() - -	
④加入タイプ変更	④現在加入タイプ	FAX番号	() - -	
⑤中途脱退		メールアドレス		
⑤中途脱退理由(○をしてください)		※FAX番号、又はメールアドレスをご記入いただいたSSにはFAX、又はメールアドレスへ事故防止などの情報をお送りします。		
閉鎖	他社へ加入	その他		

新規加入・変更・追加・脱退日	20 年 月 日 午前・午後 時より	適用保険料	円
保険期間	2024年3月1日 午後4時より 2025年3月1日 午後4時まで		
ご注意: 中途加入の場合の補償期間は、加入依頼書の受取と保険料が指定の口座に着金となった時点から2025年3月1日午後4時までといたします。			
基本種目			

ご加入タイプ・クラスに○印をお付けください。

○欄	タイプ	○欄	クラス	○欄	SS形態
	A		ワイド		フル
	B		スタンダード		セルフ
	C				
	セルフ				
SS従業員数		8人以下	9~10人	11人以上	
※保険ご加入時点の店主、販売員、事務員の合計人数とし、臨時雇を除きます。					



基本種目 保険料	円
----------	---

選択種目 (ご加入希望のものに○をしてください)		補償内容・保険料はパンフレットをご参照ください	
○欄	補償内容	保険料	
(1)	受託自動車保険 【(○付け) ➡ A B C D E 】	円	
(2)	認証工場・指定工場・移動釜金向け保険 【(○付け) ➡ A B C D 】 整備従事者☆ 名	円	
(3)	併設ショップ向け保険 【(○付け) ➡ A B C D E 】 【併設ショップの業務内容: 】	円	
(4)	自動車管理者賠償責任保険上乗せ 【(○付け) ➡ A B C D E 】	円	
(5)	動産総合保険・現金上乗せ 【(○付け) ➡ A B C D E F 】	円	
(6)	動産総合保険(地震・噴火危険担保特約)A	円	
(7)	油濁賠償責任保険 【(○付け) ➡ A B 】	円	
(8)	サイバーリスク保険 【(○付け) ➡ A B 】 年間売上高 億円	円	
(9)	動産総合保険・洗車機追加補償 【(○付け) ➡ A B C 】	円	
(10)	代車費用限度上乗せ補償 【(○付け) ➡ A B C D 】	円	
(11)	全損時対応費用A	円	
(12)	交通事故傷害保険 【 A 】※ (最高稼働人数☆ 人、口数 口) (契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼働人数をご記入下さい。)	円	
(13)	普通傷害保険 【 A 】※ (最高稼働人数☆ 人、口数 口) 職種級別欄(ガソリンスタンド業務はAとなります。それ以外の職種の方はお問合せ願います。): 【(○付け) ➡ A ・ B 】 (契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼働人数をご記入下さい。)	円	
(14)	借用不動産損壊担保特約A	円	

※(12)(13)正式名称は総合生活保険(傷害補償)となります。

★または☆が付された事項についてはご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項(通知事項)にかかると通知義務については、パンフレットの記載をご覧ください。ご連絡がない場合はお支払する保険金が削減されることやご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

裏面の告知事項も必ずご記入下さい。

<代理店使用欄>

借用不動産損壊担保引受可否確認		引受明細	
照査	担当者	照査	入力担当者
㊟	㊟	㊟	㊟

●告知事項

賠償責任保険★	(1) 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	どちらかに○してください
	(2) 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい ・ いいえ
	(3) 上記(1)または(2)のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容をご記入下さい。	
(4) 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。	あり ・ なし	
(5) 上記(4)が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入下さい。		
	保険会社名	保険の種類
	満期日	保険金額

動産総合保険★

(1) 過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことがありますか。	あり ・ なし	
(2) 過去3年以内に同種の保険契約等の保険金・共済金(10万円以上)を請求または受領したことがありますか。	あり ・ なし	
(3) 上記(2)が「あり」の場合、会社名・回数・合計額をご記入下さい。		
(4) 他の同種の保険契約等がありますか?	あり ・ なし	
(5) 上記(4)が「あり」の場合、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下さい。		
	保険会社名	保険の種類
	満期日	保険金額

包括保険★

(1) 他の保険契約等がありますか。	あり ・ なし	
(2) 上記(1)が「あり」の場合は、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下さい。		
	保険会社名	保険の種類
	満期日	保険金額
☆物件種別: 一般物件 ・ 工場物件	☆建物の専有・占有面積:	
①動力設備:50kw以上②電力設備:100kw以上③作業人員50人以上(①②はいずれも工業上の作業に使用するもの)のいずれかに該当する作業規模の物件のみ、工場物件となります。		
他の保険契約等とは「企業総合保険」「事業活動包括保険」「企業財産包括保険」等の保険契約または共済契約をいいます。		

自動車保険

★(1) 他の保険契約等(ご契約のお車(被保険自動車)を同一とする他の自動車保険または共済契約)の有無。	あり ・ なし	
(2) 上記(1)が「あり」の場合、会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入ください。		
	保険会社名	保険の種類
	満期日	保険金額
(3) 過去1年間に保険会社から普通保険約款または特約により解除されたことがある	あり ・ なし	

総合生活保険(傷害補償)

☆ 職業・職務 (普通傷害保険のみ)	ガソリンスタンド業務			その他
★ 他の保険契約等 ※他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約)がある場合には、○をし、下記の表に詳細を記載下さい。	あり ・ なし			
被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険金額・支払限度額(ご契約金額)(万円)

2023年10月作成 23T-001503

記入例 (1枚目/2枚)

事故報告送付先: メール ideho_service@idemitsu.com FAX: 03-6212-6585

受付No.

SS 保険 事故報告書 兼 保険金請求書
 ご記入日 20 24年 3月 10日 1枚目/2枚 (2009年3月改定)

東京海上日動火災保険株式会社 御中
 (部署: 担当:)

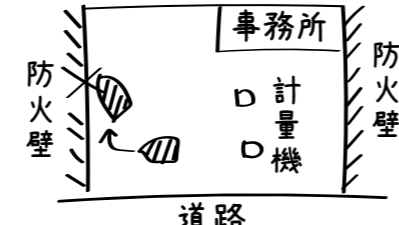
本事故についての
 ご連絡先

SS担当者 中山 太郎 様(役職 総務部)
 TEL: 03-3333-xxxx FAX: 03-3333-△△△△
 SS住所: 〒 - ※
 メール: ●●●●@■■■■.jp

<個人情報利用目的> ※下段住所と同一の場合は記入の必要はありません。
 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

下記内容が事実と相違ないことを確認し保険金を請求しますので、下記支払い指図の通りお支払い下さい。

貴社 の 情 報	フリガナ	チヨダクマルノウチ			
	住所	〒100-0005 千代田区丸の内1-2-3 (保険金請求担当者: 中山様 TEL: 03-3333-xxxx FAX: 03-3333-△△△△)			
	フリガナ	スズキショウカイ	特販店コード	430297	
	貴社名	鈴木商会(株)	※必ずご記入ください。		
フリガナ	マルノウチ	SS名	丸の内	SSコード	120577

証番	種目	施・生・自・動・盗・ガ・他()	期間	20 年 月 日から 年・月間	
事故日	20 24年 3月 10日(火)	事故時間	午前()後 1時 25分頃	警察届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事故場所	<input checked="" type="checkbox"/> SS構内 <input type="checkbox"/> その他()				
SS形態	<input type="checkbox"/> セルフ <input checked="" type="checkbox"/> セルフ以外				
天候	<input type="checkbox"/> 晴れ <input checked="" type="checkbox"/> くもり <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> その他()				
事故状況	山田一郎が顧客増田一郎氏所有の品川55あ2136を洗車の為移動中、目測を誤り防火壁に接触した。左フロントフェンダーを損傷。  (損害箇所)				
受託自動車・受託物の受託目的	()				

所有者	増田 一郎 様	住所	〒214-0012 川崎市多摩区1-2-3 TEL 044(111)□□□□
車名(物件名)	ニッポン グロリア (年式)	修理工場	東京ニッポン販売 担当 遠藤 様 TEL 03(3333)0000
エンジン形式	<input checked="" type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ディーゼル	走行キロ	km 可能な場合車検証と一緒にFAXして下さい
登録No.	品川55あ2136	入庫日	未定月 日 代車 <input type="checkbox"/> 有(依頼先) <input type="checkbox"/> 無
所有者	様	住所	〒 - TEL ()
車名(物件名)	(年式)	修理工場	担当 様 TEL ()
エンジン形式	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ディーゼル	走行キロ	km 可能な場合車検証と一緒にFAXして下さい
登録No.		入庫日	月 日 代車 <input type="checkbox"/> 有(依頼先) <input type="checkbox"/> 無

事故当事者 (SS従業員)	氏名	山田 一郎	年齢	35 歳	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	整備士資格	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	区分	<input type="checkbox"/> マネージャー <input checked="" type="checkbox"/> 社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト	SSでの業務年数	10 年	ヶ月		危険物取扱資格	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

保険金 支払 指図	ご請求額(損害-免責金額)	円	OX	支店	△X
	保険金は右記口座へお振込み下さい。 口座への振込みをもって支払いがなされたものと認めます。				
	口座名義	スズキショウカイ KK			

貴SSIにつき、他の保険がございましたら、<保険会社> <保険種目> をご記入下さい。

東京海上日動使用欄	メモ:	着工承認	立会手配	写真/見積手配	報告書提出	請求書一部着	請求書全部着	請求書提出	不備取付	不備取付
受付日		/	/	/	/	/	/	/	/	/

記入例 (2枚目/2枚)

事故状況確認表 2枚目/2枚

左のいずれかの○を選び、該当項目に☑して下さい。

○ 洗車 関連 連 事 故	車両損傷箇所	車両の形状	損傷の原因は	
	<input type="checkbox"/> シート <input type="checkbox"/> スポイラー <input type="checkbox"/> アンテナ <input type="checkbox"/> ボンネット <input type="checkbox"/> トランク <input type="checkbox"/> ドアミラー <input type="checkbox"/> ドア <input type="checkbox"/> ワイパー <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> セダン <input type="checkbox"/> ワゴン <input type="checkbox"/> ハッチバック <input type="checkbox"/> バン <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 洗車機モードと車型の不一致 <input type="checkbox"/> 洗車機の許容基準オーバー <input type="checkbox"/> 稼働範囲の安全確認漏れ <input type="checkbox"/> ブラシ・レールに異物混入 <input type="checkbox"/> ドア・ミラー開き放し <input type="checkbox"/> 固定不安定部品の見落とし <input type="checkbox"/> いいがかり的なクレーム(SSに責任がないと思われるケース) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> モード設定ミス <input type="checkbox"/> 窓ガラス開け放し <input type="checkbox"/> 天井ルーフ開け放し <input type="checkbox"/> アンテナ伸び放し <input type="checkbox"/> 洗車機の誤作動

○ S S 設 備 損 害	何に損害が発生したか	事故の原因は		
	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> レジスター(POS・釣銭機) <input type="checkbox"/> 事務所内金庫 <input type="checkbox"/> その他設備()	<input type="checkbox"/> 計量機 <input type="checkbox"/> 洗車機 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 商品	<input type="checkbox"/> SS従業員の誘導ミス(車両衝突) <input type="checkbox"/> お客様の運転ミス(車両衝突) <input type="checkbox"/> 自然災害による事故 <input type="checkbox"/> 当て逃げ <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> いたずら <input type="checkbox"/> その他()	

○ お 客 様 の 車 両 移 動 中 の 事 故	いつ事故が発生したか	衝突した物・人	車の種類	進行方向	事故の原因は
	<input type="checkbox"/> SS構内に入るとき <input type="checkbox"/> SS構内から出るとき <input checked="" type="checkbox"/> 洗車機に向かうとき <input type="checkbox"/> 洗車機から出るとき <input type="checkbox"/> ピットに向かうとき <input type="checkbox"/> ピットから出るとき <input type="checkbox"/> 計量機に向かうとき <input type="checkbox"/> 計量機から去るとき <input type="checkbox"/> お客様に車を届ける時 <input type="checkbox"/> お客様から車を引取る時 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> SS内お客様 <input type="checkbox"/> SS従業員 <input type="checkbox"/> 一般歩行者 <input type="checkbox"/> 他の客の車 <input type="checkbox"/> 通行自動車 <input type="checkbox"/> 通行バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 防火壁 <input type="checkbox"/> 計量機 <input type="checkbox"/> アイランドサービスユニット <input type="checkbox"/> その他SS施設	<input type="checkbox"/> AT(オートマ)車 <input type="checkbox"/> マニュアル車 <input checked="" type="checkbox"/> 左ハンドル車 <input type="checkbox"/> 身障者仕様車 <input type="checkbox"/> 改造車 <input type="checkbox"/> 工事作業車 <input type="checkbox"/> その他特殊車	<input checked="" type="checkbox"/> 前進 <input type="checkbox"/> 後退	<input type="checkbox"/> お客様の運転ミス <input checked="" type="checkbox"/> SS従業員の運転ミス <input type="checkbox"/> SS従業員の誘導ミス <input type="checkbox"/> SS従業員の運転ミス +お客様の運転ミス <input type="checkbox"/> その他()
			運転者		
			<input type="checkbox"/> お客様 <input checked="" type="checkbox"/> SS従業員		

○ 給 油 関 連 事 故	事故種類	損害種類	事故の原因は
	<input type="checkbox"/> 油種間違(正)ガソリン→(誤)軽油 <input type="checkbox"/> 油種間違(正)軽油→(誤)ガソリン <input type="checkbox"/> ボディ破損 <input type="checkbox"/> キャップ閉め忘れ <input type="checkbox"/> 燃料こぼし <input type="checkbox"/> 誤ったタンク(ホリタンク等)に給油 <input type="checkbox"/> 窓拭き作業 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> エンジン焼き付き <input type="checkbox"/> エンジン不調 <input type="checkbox"/> ボディへこみ <input type="checkbox"/> ボディ塗装損傷 <input type="checkbox"/> 車両火災 <input type="checkbox"/> シート汚損 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 使用燃料確認せず(例:軽油車をガソリン車と勘違い) <input type="checkbox"/> 聞き間違い(例:お客様の油種指定聞き間違い) <input type="checkbox"/> ノズル間違い(例:ガソリン給油のつもりが軽油を給油) <input type="checkbox"/> お客様の油種の指示間違い <input type="checkbox"/> ノズルがボディに接触 <input type="checkbox"/> 窓拭き作業時の不注意 <input type="checkbox"/> その他()

○ 軽 整 備 関 連 事 故	作業内容	損害の種類	事故の原因は
	<input type="checkbox"/> エンジンオイルの交換(オイルフィルタ、エレメント交換含む) <input type="checkbox"/> タイヤ交換 <input type="checkbox"/> LLC(ラジエーター)交換 <input type="checkbox"/> ATF交換 <input type="checkbox"/> MTF交換 <input type="checkbox"/> ブレーキオイル補充 <input type="checkbox"/> パワステオイル補充 <input type="checkbox"/> デフオイル補充 <input type="checkbox"/> バッテリー交換 <input type="checkbox"/> バッテリー充電 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> エンジン焼き付き <input type="checkbox"/> オーバーヒート <input type="checkbox"/> ボディ損傷 <input type="checkbox"/> ギヤ破損 <input type="checkbox"/> 人身事故 <input type="checkbox"/> ガラス損傷 <input type="checkbox"/> 車両火災 <input type="checkbox"/> 車両汚損 <input type="checkbox"/> タイヤ脱輪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> ドレンコック閉め忘れ <input type="checkbox"/> ドレンコック締め付け不足 <input type="checkbox"/> 締結作業ミス(ドレンコック締め忘れ・トルク不足以外)ミスの部位() ミス種類 (締め忘れ トルク不足 トルク過大 斜め締め付け) <input type="checkbox"/> 油類(番手)間違い <input type="checkbox"/> 工具の使用方法誤り <input type="checkbox"/> 二重パッキン <input type="checkbox"/> パッキンもれ <input type="checkbox"/> 機構・機能に関する知識不足 <input type="checkbox"/> 作業手順間違い <input type="checkbox"/> 商品に関する知識不足 <input type="checkbox"/> その他()

チェックするのはほんのわずかです。こちらもご提出よろしく申し上げます。

補償内容一覧

基本種目 保険料・補償内容

選択種目

保険料・補償内容

補償内容

加入変更などのお手続き

事故発生時のお手続き

事故報告送付先：メール ideho_service@idemitsu.com FAX：03-6212-6585

受付No.

(2009年3月改定)

SS 保険 事故報告書 兼 保険金請求書

ご記入日 20 年 月 日 1枚目/2枚

東京海上日動火災保険株式会社 御中 (部署: 担当:) 本事故についてのご連絡先

SS担当者 様(役職) TEL: FAX: SS住所: 〒 - ※ メール:

<個人情報の利用目的> ※下段住所と同一の場合は記入の必要はありません。 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

下記内容が事実と相違ないことを確認し保険金を請求しますので、下記支払い指図の通りお支払い下さい。

貴社(支払通知書送付先)のフリガナ、住所、フリガナ、貴社名、フリガナ、SS名、SSコード

証番、種目、施・生・自・動・盗・ガ・他()、期間、20 年 月 日から 年・月間、事故日、20 年 月 日()、事故時間、午前・午後 時 分頃、警察届出、事故場所、SS形態、天候、事故状況、(見取り図)、(損害箇所)、受託自動車・受託物の受託目的()

被害内容、所有者、住所、TEL、車名(物件名)、(年式)、修理工場、担当 様 TEL、エンジン形式、ガソリン □ディーゼル、走行キロ km、可能な場合車検証と一緒にFAXして下さい、登録No、入庫日、月 日、代車、□有(依頼先) □無

事故当事者(SS従業員)、氏名、年令、歳、性別、□男 □女、整備士資格、□有 □無、区分、□マネージャー □社員 □パート・アルバイト、SSでの業務年数、年 月、危険物取扱資格、□有 □無

保険金支払指図、ご請求額(損害-免責金額) 円、銀行信用金庫、支店、普通当座、店番、番号、口座名義、(かかけでご記入下さい)

貴SSIにつき、他の保険がございましたら、<保険会社> <保険種目> ご記入下さい。

東京海上日動使用欄、メモ、着工承認、立会手配、写真/見積手配、報告書提出、請求書一部着、請求書全部着、請求書提出、不備取付、不備取付

事故状況確認表

2枚目/2枚

左のいずれかの○を選び、該当項目に☑して下さい。

洗車関連事故、車両損傷箇所、車両の形状、損傷の原因は

SS設備損害、何に損害が発生したか、事故の原因は

お客様の車両移動中の事故、いつ事故が発生したか、衝突した物・人、車の種類、進行方向、事故の原因は

給油関連事故、事故種類、損害種類、事故の原因は

軽整備関連事故、作業内容、損害の種類、事故の原因は

補償内容一覧

基本補償内容

保険料・補償内容

選択補償内容

保険料・補償内容

補償内容

加入変更などのお手続き

事故発生時のお手続き

示談書

記入例

示談書

当事者 甲	住所 ○○県 □□市 ××町 3-8-9 氏名 ○野 △男	加害者となるSSのメンバーの住所、氏名を記入します
当事者 乙	住所 ○○県 △△市 ○○町 4-2-1 氏名 □山 ○郎	被害者の住所、氏名を記入します
当事者 丙 (1. 甲の使用者 2. 甲の親権者)	住所 ○○県 △△市 ○○町 1-1-1 氏名 △△石油株式会社	特約販売店名、住所を記入します
事故年月日	20△△年 3月 23日 午前 2時 4分	発生日時、場所を記入します
事故発生場所	○○県 △△市 ○○町 1-1-1 △△石油株式会社 □□SS構内	

示談条件

上記日時場所における本件事故に関し、丙は乙に対して一切の損害賠償金として金○○○○○○○円を支払う。← **保険会社の協定金額 + その他金額 (賠償金額総額) を記入します**

乙は、丙が損害賠償金を支払うに際し、丙が加入する保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)に対し、上記事故に関する保険金として上記金額を請求すること、ならびに、丙が受領したあとに丙が乙の修理工場とレンタカー会社に対して直接支払うことについて承諾します。

以下余白

上記文言を記入します

支払指図欄 乙が上記損害賠償金の振込先を指定する場合、下記欄に記入してください。

損害賠償金受取口座	銀行 農協 支店 支所 信金 信組	ゆうちょ銀行 ※通帳の「振替口座開設(送金機能)」欄に○が付されていることをご確認ください。
	普通・総合 支店コード(3ケタ) 口座番号(7ケタ) (右詰でご記入ください) 当座・貯蓄	通帳記号(5ケタ) 通帳番号(8ケタ) ※通帳記載の通帳記号5ケタを記入 ※通帳記載の通帳番号8ケタを記入 (右詰でご記入ください)
	口座名義 (カタカナでご記入ください)	


保険金受領に関する承諾欄


甲または丙が保険会社から保険金を受領することを乙が承諾する場合は、右記に○印をしてください。


甲または丙が加入する保険契約に基づき、上記損害賠償金に対する保険金(※)を甲または丙が保険会社から受領し、乙に対して損害賠償金を支払うことを、乙は承諾する。
(※) 保険金の額は、保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、および訴訟の提起等をいたしません。

20△△年 ○月 □日

当事者 甲 氏名 ○野 △男 

当事者 乙 氏名 □山 ○郎 

当事者 丙 氏名 △△石油株式会社 

一番上の甲、乙、丙と合わせます

当事者 甲	住所 氏名
当事者 乙	住所 氏名
当事者 丙 (1. 甲の使用者 2. 甲の親権者)	住所 氏名
事故年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
事故発生場所	

示談条件

支払指図欄 乙が上記損害賠償金の振込先を指定する場合、下記欄に記入してください。

損害賠償金受取口座	銀行 農協 支店 支所 信金 信組	ゆうちょ銀行 ※通帳の「振替口座開設(送金機能)」欄に○が付されていることをご確認ください。
	普通・総合 支店コード(3ケタ) 口座番号(7ケタ) (右詰でご記入ください) 当座・貯蓄	通帳記号(5ケタ) 通帳番号(8ケタ) ※通帳記載の通帳記号5ケタを記入 ※通帳記載の通帳番号8ケタを記入 (右詰でご記入ください)
	口座名義 (カタカナでご記入ください)	


保険金受領に関する承諾欄


甲または丙が保険会社から保険金を受領することを乙が承諾する場合は、右記に○印をしてください。


甲または丙が加入する保険契約に基づき、上記損害賠償金に対する保険金(※)を甲または丙が保険会社から受領し、乙に対して損害賠償金を支払うことを、乙は承諾する。
(※) 保険金の額は、保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、および訴訟の提起等をいたしません。

年 月 日

当事者 甲 氏名 

当事者 乙 氏名 

当事者 丙 氏名 

自動車管理者賠償責任保険 受託証明

東京海上日動火災保険株式会社 御中

年	月	日
---	---	---

被保険者	住所	
	氏名	(印)

下記記載内容は、帳簿・契約者に照らし事実であることを証します。

受託内容	依頼者 整備・修理などの 作業の依頼者名	住所 氏名
	車 輛 所有者	住所 氏名
受託目的	1. 一般整備(車検・定期点検) 2. 事故修理(修理箇所:) 3. 給油・洗車 4. 保護預り・保管 5. その他()	
受託日	年 月 日	引渡(予定)日 年 月 日

受託自動車	車名	登録番号
	保険契約	自動車(任意)保険契約 保険会社名 証券番号 有 無

事故内容	受託車輛の 運転者	氏名	被保険者との関係	使用人・下請け・その他()
	事故日	事故場所		
事故発生時の状況	1. 車両引渡しを受け工場に搬入する間 2. 試運転中(経路:) 3. 依頼主に返還するまでの間(納車途中) 4. 構内移動中 5. その他()			

運転 免許証	免許番号	免許の 種類	大型	普通・中型	牽引
	有効期限		特殊	自動二輪	大型二輪

<個人情報の利用目的>
 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

記入例

自動車管理者賠償責任保険 受託証明

東京海上日動火災保険株式会社 御中

作成日を記入します

年	月	日
---	---	---

被保険者	住所	東京都〇〇区△△町〇-〇-〇
	氏名	△△石油株式会社 (角印)

下記記載内容は、帳簿・契約者に照らし事実であることを証します。

受託内容	依頼者 整備・修理などの 作業の依頼者名	住所 氏名
	車 輛 所有者	住所 氏名
受託目的	1. 一般整備(車検・定期点検) 2. 事故修理(修理箇所:) 3. 給油・洗車 4. 保護預り・保管 5. その他()	
受託日	年 月 日	引渡(予定)日 年 月 日

お客様の名前、住所、電話番号を記入します
 ※所有者が同じ場合は「同上」で可

お車をお預かりした目的に
 ○をします
 該当しない場合は「その他」
 にして()内に記載します

お車をお預かりした日と
 お返す予定だった日を
 記入します

お預かりした車を運
 転していた従業員さん
 の名前を記入します

ご記入不要です

お客様の車の 車名、年式、
 登録番号(ナンバー)を
 記入します

事故のあった年月日と
 事故場所を記入します
 例) 丸の内SS構内

事故発生時の状況について
 該当するものに○をします
 該当しない場合は「その他」
 にして()内に記載します

お預かりした車を運
 転していた従業員さん
 の免許証の内容を記載し
 ます

運転 免許証	免許番号	有効期限	免許の 種類	大型	普通	牽引
				特殊	自動二輪	大型二輪

<個人情報の利用目的>
 は、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

お問い合わせ先

取扱代理店

出光保険サービス株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビル6階

SS保険の加入・変更の申込み、契約内容の相談

●出光保険サービス 営業部 法人営業グループ

メール ideho_service@idemitsu.com

 **0120-956-047** FAX **03-6212-6585**



SS保険の事故報告・事故相談

●出光保険サービス 担当範囲 全国 お客様サポートグループの連絡先

 **0120-989-410** FAX **03-6212-6585**

【携帯、公衆電話からも通話可能です。】 メール: ideho_service@idemitsu.com

受付時間: 月～金 9:30～16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く

※ コロナウイルス感染拡大防止に向けての取り組みのため、受付時間を予告なく変更する場合がございます。

●東京海上日動「事故対応窓口」(*) 担当範囲 SS所在地エリア

(*) SS保険のご案内に同封の「東京海上日動事故対応窓口一覧」をご参照ください。

東京海上日動 安心110 番(事故受付センター) 担当範囲 全国

 **0120-720-110** 24時間365日

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 本店営業第二部 営業第二チーム

〒100-8050 東京都千代田区大手町1-5-1ファストスクエアWEST11階

メール tmnf17120535@tmnf.jp

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)